

〈昭和62年12月26日・学術刊行物（第四種郵便物）指定〉

佐伯史談

第222号



大典築港共進會受賞記念碑（佐伯大坂本）

佐伯史談会

佐伯史談会規約

(平成八年二月 改定)
(平成十七年十一月 改定)

第一条 この会は佐伯史談会と称し、主として佐伯地域の地方

史ならびに文化・民俗等について調査研究し、会員の教養を高め、地域社会に寄与することを目的とする。

第二条 この会はその目的を達成するため以下の事業を行う。

- 1 会誌「佐伯史談」の発行
- 2 講演会・講習会・現地研修会等の主催
- 3 史跡の調査、文献・資料の収集
- 4 文化財の愛護顕彰
- 5 其の他必要と思われる事業

第三条 この会は、普通会員・賛助会員・会友及び顧問をもつて組織する。

- 1 普通会員 本会の主旨に賛同し年間定額の会費を負担する者
- 2 賛助会員 本会の活動を賛助する者
- 3 会友 本会の活動を支援する個人または団体、公共機関及び友好報道機関

- 4 顧問 本会の育成発展に寄与貢献し、会長が推薦した者

第四条 この会に次の役員をおく。

- 1 会長 一名

2 副会長 二名

3 会計 二名

4 会計監査 二名

以上の役員は総会(拡大評議員会)で選任する。

5 評議員 若干名

評議員は地区を勘案して会長が委嘱し、うち若干名を常任とことができる。

第六条 役員の任期は二年とするが再選を妨げない。

第五条 この会の事業を推進するため、次の委員会を置く。委員は会長が委嘱する。

- 1 総務・研修・事業・編集
- 2 常任評議員会
- 3 委員会

第七条 この会は次の会議をもつ。

- 1 第八条 この会の事務局は会長指定の所に置き、事務局長は会長が委嘱する。
- 2 普通会員の会費は当分年間二、五〇〇円とする。
- 3 事務局は次の通り委嘱する。

付則

- 1 この規約は平成八年二月四日より施行する。

- 2 普通会員の会費は当分年間二、五〇〇円とする。
- 3 事務局は次の通り委嘱する。

所在地 佐伯市大字池田九一七一三

事務局長 神田 稔

佐伯史談 目次

第三二二号

二〇一三年七月

研

究

中島子玉著「日本詠史新楽府」(三)	解説・切り絵	佐藤
秋月新太郎と陸軍省総務局出仕の佐伯出身者について	編集・校正	仲野洋一
時代考証 (資料による考察)	研究	鶴野博
現地研修「津久見史跡巡り」(三)	告白	小野英治
毛利神社にあつた狛犬のこと	吉田勝重	巧文
ふるさと(二) 想	加藤策二	10
河野松男氏収集文書(二) 豊後佐伯藩関係資料	林寅喜	19
現地検証	河野松男	1
宇土山砦は毛利高政が建てた修道院(礼拝堂)跡か?	佐藤巧	
読者だより(会員コ一ナ)	藤部	
事務局だより	河野松男	
経過報告・受贈図書・会員の動き	佐藤巧	
会費ならびに寄附金受領・編集後記	河野松男	
表紙解説・前号会誌訂正	佐藤巧	
行事のお知らせ	河野松男	
表紙題字 潮谷寺第三十世 黒木善瑞和尚 (号西空) ^{せんくう}	河野松男	
編集委員 67 65 63 61	河野松男	
会計 59 52	河野松男	
事務局 古川敬稔	河野松男	
編集委員 67 65 63 61	河野松男	

中島子玉著「日本詠史新樂府」(三)

解説・切り絵 佐藤巧

編集・校正 鶴野博文

(会員 佐伯市田の浦町)
(会員 佐伯市池船町)

乾坤変作血戰場
君不見
西海雲腥龍戰野
踏碎君家是此馬
乾坤變じて血戰場と作る
君見ずや
西海雲腥く龍、野に戦う
君家を踏み碎くは是れ此馬なり

(語釈)
・ 捣つ (II 鞭うつ) (日本外史)
・ 跨る (II 騎る) (日本外史)

- ・ 烙痕 燒き鏝を押しつけたあと
- ・ 犯機 わざわいのきつかけ
- ・ 乾坤 天地
- ・ 稠人 人を多くする

(漢文注釈の読み下し文)

伊豆守源仲綱に善き馬あり、宗盛之を求む。献ぜず。之を複し、使者、途に相望む。其の父三位頼政、禍を懼れ、強いて焉を献ぜしむ。

宗盛、其れを恠(吝)なりと謂い乃ち馬額に烙印するに仲綱の二字を以てす。

広き座に稠人せしめ、輒ちこれを牽き出させて曰く、
一馬先嘶萬里應
誰図中有禍機藏
一馬先ず嘶けば万里に応え

(樂府詩)
(読み下し文)

撫仲綱跨仲綱

馬額印字烙痕凹

誰図中有禍機藏

一馬先嘶萬里應

仲綱を撫て、仲綱に跨れ

馬の額に印字し烙痕凹めり

誰ぞ図らん中に禍機藏みあるを

一馬先ず嘶けば万里に応え

広き座に稠人せしめ、輒ちこれを牽き出させて曰く、

すなわちこれを牽き出させて曰く、

「仲綱に鞍を付けよ、仲綱を鞭打て、仲綱に跨がれ」と、以て戯笑をなさしむ。

仲綱聞きて焉^{これ}を怒る。頼政曰く「吾、老いたり。汝の為に死せん」と。遂に親王以仁^{ひやうじん}に勧めて兵を挙ぐ。事成らずと雖も、義を主唱し、乱を誅し、天下に義氣を感じさせしめ卒^{つい}に平氏を除きたるは、實に頼政父子の功なり。

(事件の背景)

一二六〇年(平治の乱の翌年)から二〇年間が平家の急激な繁栄と没落の期間である。

一二六七年、わずか八年間で、清盛は従一位太政大臣、重盛は正二位内大臣、宗盛は従二位右大将など、公卿一門(平氏)に集まる。という状況のとき頼政は正五位下だつた。というのは後白河は平家の武力と経済力が院政強化のため必要だったので、超異例の位打ちと抜擢人事を强行、ために源氏でありながら唯一人清盛に味方したのに極端な昇進の不均衡に疎外感を抱いていた頼政は苦労無しの平家の御曹司の不羨な驕り高ぶりに遭遇することになつた。

一方、以仁王については、後白河の第二皇子であるにもかかわらず生母が摂関家の出でないと建春門院(滋子=清盛の妻の妹)の嫉みなどで、親王宣下も無く、これもまた皇統から疎外されていたので頼政親子と結びつくことになる。保元の乱の場合とよく似ている。

(通釈)

伊豆守源仲綱は名馬で有名な東北育ちのすばらしい馬を持つていた。それは父頼政が清盛の推薦で従三位に昇進した祝に東北の和田義盛(平家)から贈られた馬で、木ノ下、という名がついていた。

一一七九年(治承三年)内裏で馬揃え(観兵式)があり、父、多田源氏棟梁源頼政の代理で仲綱がこの名馬に乗り、摂津多田源氏の指揮を取つた際、その指揮ぶりと乗馬のすばらしさが評判になつた。

そこで宗盛、最高指揮官の右大将である自分にこそこの馬はふさわしいと思い、頭から譲れ、と強請する、いや、これはさる人からの贈り物だからと断ると、さらに(父親の昇進は誰のお蔭だ)とばかりに強請は続いた。頼政は、これでは禍となると恐れて無理に献上させた。

宗盛の方は大上司である自分に対しては甚だケチな態度ではないか、と馬の額に「仲綱」と烙印して、大勢の前で愚弄嘲笑させた。

現代の自家用車と違い、感情も心も通じる武士の乗馬は家族に等しい。頼政は歌道にも通じた文武の心豊かな人格者だったが、ついに平家を見限り、以仁王・親王は子玉の誤り)に挙兵を勧めるに至る。しかし、短時間で敗北、両方とも戦死するが、子玉が伝えたかったことは、この挙兵は朝廷の乱れを正し平家の驕りを止めさせる一大義挙であり、天下に義氣を渙発せしめ、遂に平家を倒したのは、一馬先ず嘶く、という役を見事に果たした頼政親子の大功である、ということではないだろうか。



鼠図猫（鼠、猫を図る。頼朝挙兵、源平逆転）

(樂府詩)

(読み下し文)

蛭

島昔與魚蝦侶

蛭ヶ島昔魚蝦與侶す

平氏

是猫源氏鼠

平氏は是猫也源氏は鼠なり

富士川

頭白旗飄

富士川の頭白旗飄りて

平氏

是鼠源氏猫

平氏は鼠源氏は猫となる

鼠窮

噉猫猫輒走

鼠窮して猫を噉む猫輒走る

棄甲

曳兵相蹂躪

甲を棄て兵を曳き相蹂躪す

如鼠

図猫竟如何

如鼠図猫竟如何

吾今

宥汝為乳母

吾今宥汝為乳母

豈無

劍斬首藤首

豈無劍斬首藤首

(通釈)

蛭が小島は頼朝の流罪地で昔は魚や蝦えびと一緒に暮らしているような土地で、その頃、源平の力関係は猫と鼠に例えられるが、実は頼朝の挙兵に反対した首藤経俊の言つた言葉だつた。

しかし、富士川に源氏の白旗が上がると一挙に形勢逆転、平家軍は水鳥の羽音に驚愕して鎧兜よろいかぶとをすてて互いに踏み躡りあいながら敗走した。

その後、鎌倉に引き揚げた頼朝が論功行賞を行つた際

首藤経俊に「鼠が猫を団るようなどは、つまりどういうことか」と問い合わせて「今度だけは俺の乳母だつたお前の母親に免じて許してやるが、経俊、お前の首を斬る剣が無いわけじゃないんだぞ」と叱りつけた。

(注釈文の読み下し)

頼朝の蛭島に在るや北条時政を倚る。以仁王の令旨至るに会い頼朝大いに喜び陰かに時政と挙兵を謀り、安達盛長をして令旨を伝え関八州の豪傑に曆説せしむ。

首藤経俊独り聴かず、之を嘲笑して曰く、「流人を以て平氏を団るは猶、鼠、猫を団るがごとき耳」と。

清盛、石橋（山）の敗（戦）を聞き大いに喜ぶも、既にして頼朝未だ死せずして兵勢復び振るうを聞き則ち恐れ、乃ち孫の惟盛、弟忠度をして五萬騎をもつて之を拒がしむ。

(注釈文の読み下し)

軍相持して未だ戦わず。

武田信光、兵を潜め間道より夜西軍の後ろに出づ。道径は大いなる澤なり。鵝鴨驚きて起ち、西軍大騒して潰走す。

頼朝鎌倉に還り、大いに刑賞をおこなう。首藤経俊を召して曰く、「鼠、猫を団るとは如何」と。將に之を斬らんとす。その母、嘗て頼朝を乳養す。哀を請うにより之を宥す。

(語釈)

・令旨 天皇が発する綸旨に対し、それ以下の皇族が

出せる命令書で親王や王も出せる。(以仁王)

・関八州 (相模・武藏・安房・上総・下総・常陸・上

野・下野)

・鵝鴨 (あひるやかも、ここでは水鳥を総称。)

(挙兵の背景)

平家の勢力下にある小島に流された頼朝は、全くの天涯孤独ではなく、陰ながら、密かに金品や身のまわりの世話をする者たちがいた。

先ずは、もと頼朝の三人の乳母の一人、比企ノ尼である。武門の鉄則である敗者族殺を曲げて頼朝の命を救つた池ノ禪尼の所領だつた比企郡中山郷を貰つていたので、そこを根拠に金品のみならず、女婿の安達盛長など配

所の近くに住まわせ、身の回りの世話をさせ陰の側近の役を務めさせていた。

もう一人の乳母の妹の子が三善康信、中宮職属みよで京都の情勢を折々に頼朝に伝えていたという。

さらに、この微少な勢力のなかでの中核は北条政子である。なぜ父の時政とあえて言わないかと言うと、頼朝は強運とともに天賦の美貌がこの源平逆転の伏線をなし、歴史の妙味を人々に示しているからである。

(通釈)

一一八〇年(治承四年)平家の急上昇から一二〇年目、急降下に転ずる最も問題の多い年となる。

時政の世話になっていた頼朝に以仁王の令旨が届いて時政と挙兵を謀るが、頼朝の手兵は皆無にひとしいので比企ノ尼の女婿、安達盛長に閑八州の豪族達の参戦を勧誘して廻らせたが、まだまだ平家の外見はしつかりとして見えているので、この大それた謀反に加担しようとする有力な大豪族はほとんどいなかつた。其の時、首藤経俊が、流人のくせに鼠が猫を獲ろうとするようなまねは止めておけ、と言つて、しかもその後石橋山で大庭景親らと

共に頼朝軍を攻めて敗戦させている。

清盛は頼朝敗死せり、の第一報にぬか喜びさせられ、続く報告で頼朝は死なず、兵勢を盛り返していると聞き、恐れて孫の惟盛、弟の忠度ただのりに五萬騎で以てこれを防がせた。

頼朝と惟盛は富士川を挟んで陣をしくが、ちょうど増水の時だったので、両軍とも対峙したまままだ戦わないでいるとき、甲斐源氏の武田信光は兵を隠し、間道を通り西軍の後ろに出ると、そこは大きな沢だったので水鳥たちが驚いて一斉に飛び立った。その羽音を敵の夜討ちと思った平家軍は大騒乱となり一戦も交えずして、ひたすらに潰走した。

頼朝は鎌倉に還つて大いに論功行賞を行つた際、首藤経俊のあの味方の士氣を貶めるような猫鼠の雑言ぞうごん許し難く、即斬るべしと、刀の柄に手をかけたが嘗ての乳母のため、「豈、汝の首を斬る劍無からん、(どうしてお前の首を斬る剣が無いということがあろうか、ここにあるぞ)、と厳しい叱責おどしを許したのである。

経俊と共に頼朝を攻めた大庭景親は斬られてゐる。

馬條慢し（宇治川の先陣争い）



(楽府詩)

(読み下し文)

馬條慢何不約

馬條（馬の腹帶）慢し何ぞ約ばざる

口御弓弦手約條

口もて弓弦を御し手もて條を約ぶ

不慮先鞭被人首

先鞭を人に拂せらるを慮わづ

両龍蹴波波噴雪

両龍波を蹴つて波雪を噴く

汗灑菟道河邊血

汗と灑る菟道川辺の血

將軍御士如御馬

将軍士を御すこと馬を御すが如し

一磬一控

磬すべきか控すべきか

自有訣兩名馬双英傑

兩名馬双英傑に自ら(秘)訣あり。

(語釈)

馬條（ばとう）、馬の腹帶

人より先に鞭を入れて抜け駆けし、巧名をなすこと（中国の故事より）

磬と控（馬を）走らせたり、停めたりのこと

両龍（かげすえ）

梶原景季と佐々木高綱

(通釈)

「お主、馬の腹帶が慢んでいる、何で締めないんだ」と

高綱が言う、景季、なるほどと、弓弦を口でくわえ締めなおしている隙に高綱が先にムチを入れて先頭に出た。

二人は白波を蹴立てて先陣を争いながら、流血汗の如く滴る彼岸の戦場を目指して進んでいく。

頼朝は両雄に巧みに名馬を与えて、命がけの働きをさせること、まるで馬を御すようである。

進めるか退くか、二頭の名馬と二人の英傑の扱いの秘訣を自ずから心得ている者にしてできることである。

(注釈文の読み下し)

義仲、暴を行ふこと日々甚だしく、法王頗る苦しめらる。私に使いし、頼朝を召し京師に来らしむ。

頼朝、兵を範頼^{のりより}、義経に委ね、令に因りて曰く、「木曾、我が兵を必ず宇治河に於いて阻まん。皆、善き馬を具し騎して以て渡るべし」と。

頼朝に駿馬二つあり、曰く「摩墨^{するすみ}」「池月」という。梶原景季、池月を得んと先に登り請う。頼朝許さず、乃ち摩墨を与う。

明くる日、佐々木高綱近江より來り謁して曰く、「臣若し軍に従がわば、敢えて生を期せず、一たび君に見え訣別し且、指揮を奉ぜんと欲し、驅けること三日にして達るも、臣唯一馬のみにして、罷れて用いるべからず、ゆえに期に後れて此に在り」という。乃ち池月を出^{いた}して之を賜う。

高綱、喜謝して曰く「高綱死なずんば先登の功必ず他人にあらざらしめん」と。拝舞して出づ。

すでに範頼、勢多に向かい義経は宇治に向かう。

義仲之を聞き戦守を議り、宇治川を距て、橋板を撤して

柵を豎^たて、水中に縄を張つて之を守らしむ。義経、騎二万

五千を以て東岸に距つ。

二騎あり、馬に鞭打ち流れを渡りて進む。

先んずる者は景季、後るるは高綱なりしが、則ち超乗して進み岸に上る。景季、踵いで上る。

義経全軍を以て之に繼ぎ、擊つて大いに之を破る。

功簿を上(申)するに及び、高綱を先頭第一とし、景季を第二となす。

功簿を上(申)するに及び、高綱を先頭第一とし、景季を第二となす。

(語釈)

・京師 「京」 = 「大」、「師」 = 「衆」、都、京都
・超乘 追い越す

(背景説明)

なぜこの二人が、將軍に対し、しかも直に名馬を所望できたのか、その経緯は、

〔梶原景季〕父は景時、かの石橋山で頼朝敗戦、逃げ場を失い潜伏していた場所を、其の時は敵方だった景時が発見するが、上司の大庭景親に報告せず見逃して頼朝を助けた。景季はその命の恩人の嫡子というわけである。

〔佐々木高綱〕父は、琵琶湖東岸、佐々木荘の佐々木秀義、

平治の乱で義朝に付き慘敗、佐々木荘を失い、四人の息子

のうち二人と共に奥州の藤原氏を頼ろうとして北上の途中、相模国渋谷荘の渋谷重国（平家方）に武勇を惜しまれ、寄寓の申し出を受け貧窮に耐えつつ二十年目にして頼朝の挙兵に応じた。

息子達は順に、定綱、経高、盛綱、高綱（末子）。

一一八〇年（治承四年）平治の乱、源氏慘敗の年から二十年目、八月十七日を頼朝決起の日と定めたが、皆無に等しい手勢は武勇を頼みとする佐々木四兄弟を待ちに待つたが、約束の日が過ぎてもなかなか到着しない。最早裏切りかと極め付けられんとする間際、長年の貧窮生活で武器は揃わぬ、馬は二頭だけ（弟の二人は徒士かちだった、日本外史には「甲冑弊悪、羸馬繩轡けいばじょうじなり」。頼朝、之を見て、慘然として涙下る」と。（甲冑は甚だ粗悪で、貧弱な馬に繩の轡ではないか。なんといいたいたしい忠節と信義の士であるか。疑つて済まなかつたと）、まさに、佐々木源氏の、走れメロス、だつた。

その後、伊豆国府目付、堤権守屋敷（警察署に相当）をほとんど佐々木三兄弟（高綱を含む）だけで襲撃、目付を討ち取つてゐる。

（通釈）

木曾義仲の軍勢の暴虐に苦しむ後白河法王は、ひそかに頼朝を召し義仲の討伐を命じる。

源氏軍は、木曾軍が宇治川で防戦すると観て、良馬を用意して騎馬で渡河せよ、と命じてあつた。

梶原景季は、先に来て池月を頂きたいとお願いしたが頼朝は許さず、摩墨まくろを与えた。

明くる日、佐々木高綱、近江からやつて来て、頼朝に拝謁し、「この度、もし従軍したならば敢えて死も厭いませんが、一目君に見えてお別れのご挨拶をし、且、お指図などお受けしたいと出発し、三日駆け続けてやつと着いたところですが、一頭しかない馬は疲れ果てて乗ることができず、期に後れました」とお詫び申し上げた。

（それを聞いて頼朝）それではと、池月を曳き出させて之を高綱に賜つた。

高綱大いに喜び且つ感謝して「臣高綱、戦死せぬ限り、先登の功は他人には渡しません」と言い、鄭重に拝舞の礼をして御前を下がつた。

すでに範頼は勢田、義経は宇治に向かった。

義仲は防戦策として宇治橋の橋板をはずして柵を建て、水中に大縄を張つて守つていて。

義経軍二万五千騎が東岸にはなれて待機していると、二頭の騎馬に突然ムチを打つて流に乗り入れた武士達、先頭は景季、後は高綱だったが、追い越して先に上陸、踵を接して景季が岸に着いた。

義経が全軍を率いて之に繼ぎ、撃つて大いに敵を破つた。功簿には「先登第一佐々木高綱、第二梶原景季とす」と、上申された。

(編集メモ)

一八二七年（文政一〇年）、頼山陽は日本外史を二十年がかりで完成、その勢いにのり、「日本楽府」を一気に書き上げて篠崎小竹らに序文などを依頼のため、原稿を見せたところ、彼らは「難解、十分の一も理解できない」と言うので、では、注釈（楽府の背景の解説文）を付けたら、となつたが、二十年かけた畢生の大作、日本外史が基礎となつてゐる楽府の注釈が書けそうな人も、引き受ける人も見つかるのに苦心、山陽の門弟の、牧百峰^{まきひやくほう}に書かせるこ

とにしたが、この高弟ですら注釈を完成するのに四年もかかった。

子玉の楽府も山陽のものを参考にしているので形式は同じである。なぜこんな話を紹介するのかと言うと、もともと難しいものだからと、読者を安心させ、浅学の筆者も精神的余裕をもつて仕事をしたいからである。

彼らの漢学と中国を含む歴史的故事の知識は我等の想像を絶するほど高いので、子玉の楽府の背景を知る苦労も容易ではないが、少しでも理解できたときの喜びを読者と共に共有したいものである。



秋月新太郎と陸軍省総務局

出仕の佐伯出身者について

仲野洋一

(会員 佐伯市弥生)

佐伯藩校四教堂教授、秋月橋門の嫡子秋月新太郎は、天保十二年に生まれて安政二年に咸宜園に入門、帰藩後に四教堂の助教に任じられたことは良く知られている。また女子高等師範学校長を務め、貴族院議員に勅撰ちょくせんされたことも知られている。

しかし、陸軍省から太政官だいじょうかんへ、太政官から内務省へ、内務省から文部省出仕に至るまでの経緯については余り知られていないのではないかと思ひ概略を記す。

秋月新太郎は、明治四年の廢藩後に上京して兵部省に出仕、明治五年二月、任大録、陸軍大尉。明治十一年十二月、參謀本部勤務と総務局年報編纂へんさん係及び太政官小書記官を兼任。

明治六年一月、歩兵少佐に昇進。

明治九年三月、陸軍省法則掛を仰せ付けられた。

法則掛は明治八年八月二十八日、第一局(後に総務局に改称)内に設置された。設置の目的については「陸軍卿並びに第一局長の命を奉じて陸軍一般の制度規則の創定及び現行諸則の改訂増補、其の他總て法制に関する諸文書の起草若しくは修整を掌どる處」、と法則掛概則に記されている。法則掛の官員については「本省各局及び諸官庁に出仕する各兵科の佐官の内より兼勤を命じ、又尉官課僚をして之に兼勤従属せしめ、外に佐尉官或は文官出仕の内一二名を以つて、専任の員たらしめ庶務を掌らしむもの」となつていた。法則掛に選ばれる者は、当然優れた者ばかりであった。

明治十年二月に西南の役が勃発、秋月新太郎は征討軍本營(參軍山縣有朋)付を仰せ付けられ、同年九月二十四日に西郷隆盛・桐野利秋らが城山で自刃して西南戦争が終結するまで山縣有朋とともにあつた。

明治十一年十二月、參謀本部勤務と総務局年報編纂係及び太政官小書記官を兼任。

明治十二年十月、太政官軍事部小書記官兼參謀本部編纂課長兼總務局報告課長。

明治十五年九月、太政官參事院議官補兼太政官權大書記官任官。

參事院は明治十四年十月二十一日に發足した。太政官に屬し内閣の命に依り法律規則の草定審査に參預する所とされていたが、それだけではなく太政官の中枢として統一的な政策教導を進めうる権限が与えられていた。陰の内閣といわれる所以である。

參事院の議長は參議山縣有朋、副議長田中不二磨、議官山尾庸三ほか十一名。議官補は西園寺公望ほか錚々たる顔ぶれであつたが、芳川顯正、白根專一、伊東巳代治、清浦奎吾、大森鐘一、中山寛六郎、久保田貫一などは山縣派の官僚として知られている。

明治十九年四月、秋月新太郎、内務省參事官に任官。この時の内務省は、内務大臣山縣有朋、内務次官兼總務局長芳川顯正、大臣官房長久保田貫一、官房秘書官大森鐘一、

中山寛六郎、警保局長清浦奎吾、總務局次長白根專一、衛生局長に長与専齋がいた。

明治二十三年三月、内務省參事官内務省總務局報告課長。

明治二十三年五月、内務省圖書局長。

明治二十四年三月、内務大臣秘書官。

明治二十七年三月、文部省參事官、文部大臣官房圖書課長と女子高等師範學校長を兼任した。(この頃から山縣有朋の自伝「懷旧記事」の口述筆記を行つた。)

明治三十一年、文部省參事官を退任。

明治三十二年七月、勅撰貴族院議員選任。
大正二年五月十日死去 享年七十五歳。

藩閥に属さない小藩の出身でありながら、順調に昇進していくことがわかる。これは当人が優れていたことは勿論だが、長州閥に強い影響力を持っていた長三洲の存在も大きかったのではないだろうか。

長 三 洲

長三洲は天保四年(一八三三)、豊後國日田郡馬原村儒家の長梅外(ばばいがい)の第三子として生まれた。

幼名は富太郎、名は英（ひかる）。字は世章。号を三洲と

いう。幼い頃から父の薰陶を受け、嘉永元年（一八四八）、

十五歳の時に咸宜園に入り神童とうたわれた。十八歳で

大坂の廣瀬旭莊の塾に招かれて塾生に教授した。

安政四年頃から、尊王攘夷論に傾倒するようになり、
旭莊の元を離れて国事に奔走（ほんそう）、幕吏に追わられて秋月橋門
に匿（かくま）われたことがある。

明治元年、長州の奇兵隊に加わり戊辰戦争では仁和寺
宮嘉彰親王の越後口征討軍の參謀として、西園寺公望、壬

生基修、山縣狂介（有朋）等とともに従軍、長岡や会津を

転戦した。維新後、木戸孝允の知遇により新政府に出仕、
諸官を歴任。

明治十年、太政官修史館一等編集官を勤め、明治十二年に官を退き、文書画に専念した。

秋月新太郎と清浦奎吾は、咸宜園が生んだ逸材と評されており、長三洲の門人もある。

明治九年、司法省に転じ私人法律顧問ボアソナードに直属して指導を受け、省内で民法編纂（へんさん）が始まると治罪法取調主査に任命られ、太政官小書記官、参事院議官補を兼任した。この間、治罪法の制定に尽力して内務卿であつた山縣有朋の目にとまり、明治十七年、三十四歳の若さで内務省警保局長に抜擢された。

清浦の警保局長在任期間は七年間の長期に及び、明治二十年十二月には、保安条例を発布し三大事件建白運動（註）を開いていた自由民権派の取り締りに当たった。その間五年余りの内務大臣は山縣有朋であり、清浦奎吾は山縣の知恵袋と称された。

清浦 奎吾

嘉永三年二月十四日、肥後國鹿本郡来民村（くたみ）（山鹿市）の

明照寺住職大久保了思の五男に生まれ、後に士族清浦家を継いだ。慶應元年から豊後日田の咸宜園に学び、この時に知遇を得た薩摩出身の日田県知事野村盛秀が埼玉県令に任命されると、野村を頼って明治六年に上京して埼玉県十四等出仕となつた。

明治二十四年、貴族院議員に勅撰される。

明治二十五年、第二次伊藤内閣のもとで山縣有朋が司法大臣に就任すると清浦奎吾は司法次官に任じられ、その後司法大臣、枢密顧問官、内閣總理大臣を歴任した。

昭和十七年十一月五日死去。享年九十三歳。

ところで、明治十四年一月三十一日付の陸軍省総務局人員表を見ると、秋月新太郎は參謀本部編纂課長と兼任の総務局報告課長になつてゐる。その報告課の課員に梅田敬士の名前が見えるが、佐伯の出身である。

また、総務局法則掛に、黒木鯤太郎と緒方惟精の名前があるが、この二人も佐伯の出身者である。

次に、前記三名の略歴を記す。

梅 田 敬 士

大分県士族、嘉永元年四月二十日生まれ、住所豊後國佐伯町番外九十番（明治四年の佐伯の地図を見ると、本町通りの大手前近くに梅田敬正の名前が見えるが、あるいは生家であろうか？）

明治十二年八月十五日、大分県を依願免官。

同年九月二十七日、陸軍省御用掛被申付、第一局年報編纂掛出仕（秋月新太郎が年報編纂掛の責任者）。

明治十二年十月、総務局報告課出仕被申付（報告課長秋月新太郎）。

明治十二年十二月、十五等出仕。

明治二十二年十二月、総務局四等属。

明治二十三年十二月、大臣官房四等属。

明治三十三年四月、大臣官房一等属。

明治三十五年十一月一日死去、享年五十四歳。

梅田敬士の著書として、軍民必携陸軍便覽（明治三十年発刊）と陸軍服制図解（明治三十二年発刊）がある。

明治二年十二月、佐伯藩に出仕（少属）。

明治五年二月、大分県に出仕。

明治八年十二月、大分県少属兼四等警部。

明治十年一月、大分県七等警部。

同年五月二十五日、鹿児島県の賊徒侵入に付き取締りとして竹田地方へ出張被仰付。

明治十一年七月、御用有之出京被申付。

明治十二年八月十五日、大分県を依願免官。

同年九月二十七日、陸軍省御用掛被申付、第一局年報編纂掛出仕（秋月新太郎が年報編纂掛の責任者）。

明治十二年十月、総務局報告課出仕被申付（報告課長秋月新太郎）。

黒木 鯤太郎

嘉永六年四月二十三日、佐伯藩士黒木周蔵（中小姓十石三人扶持）の嫡子として、佐伯町八十六番地で生まれた。明治五年十月、慶應義塾に入社（慶應義塾では入塾と言わなかつた）。

陸軍省への入省は、明治六年六月二十日。

明治十年二月十二日、前参議西郷隆盛等の蜂起により西南戦争が勃発。二月十四日、西郷軍一万六千余人が鹿児島から熊本に向かつた。

同年二月二十日、黒木鯤太郎は文官十等出仕の福島安正と共に九州に派遣された。（福島・黒木は外国语ができる者として、開港都市長崎の外国人に対する諜報活動に従事したといわれる）（長崎にいる外国人が西郷軍を応援することはあるまいという福島安正の報告を山縣有朋はいたく喜んだという）

二月二十一日、熊本に進軍した西郷軍と熊本鎮台兵との戦いが始まり西郷軍の主力部隊は熊本から北上し、二月二十七日、高瀬（熊本県玉名市）付近で政府軍と衝突、

行く手を阻まれた西郷軍は田原坂付近に壘を築いた。

三月四日から政府軍は田原坂の西郷軍を攻撃した。当初政府軍は、田原坂の西郷軍との戦いは数日で片が付くものと考えていた。しかし戦いは膠着状態に陥り、政府軍に多大の損害が発生した。戦いの困難さに参軍山縣有朋は参議の大久保利通の援軍を要請した。これにより別働第二旅団を編成して西郷軍の背後から攻撃する作戦が立てられ、三月十四日政府軍大本營は征討軍別働第二旅団（参軍黒田清隆中将・司令長官心得高島鞆之助大佐）を編成、艦船により長崎から天草を経由し、三月十八日から二十二日にかけて八代に上陸した。

三月二十七日、黒木鯤太郎征討軍別働第二旅団附申付。三月二十九日、後続の旅団が次々に八代に上陸したため高島鞆之助少将（三月二十八日付昇進）の率いる別働第二旅団は別働第一旅団に改められた。

九月二十四日、西郷隆盛、桐野利秋ら城山で自刃して西南戦争は終結した。十月二十三日、黒木鯤太郎征討軍別働第一旅団附を免じられる。

明治十四年一月、総務局勲章課書記を免ぜられ法則掛付被申付。

明治十五年七月、総務局出仕を免じられ参謀本部附出

より本官被免。

仕被申付。

明治十八年十一月、参謀本部附を免じられ総務局附被

仰付。

明治二十年三月、理事試補（高等官）被仰付、総務局出

仕被仰付。

同年十二月、任理事、叙奏任官五等。

明治二十一年一月、法官部理事被仰付、東京鎮台軍法

会議出仕被仰付。

明治三十二年十一月、第五師団歩兵第十旅団法官部出

仕被仰付。

明治二十四年四月、第三師団法官部出仕被仰付。

同年十一月、非職（休職）被仰付。

青森へ

明治四十一年八月二十四日、任青森監獄典獄。

大正二年四月二十九日、依願免本官。

退官後は、北陸地方で金属鉱山を探し常磐炭田の浪花炭坑を経営した。

大正十二年七月十四日死去 享年七十二歳。

陸軍監獄長に

明治二十六年十一月、叙高等官七等、一級俸、任陸軍監

獄長、任仙台衛戌監獄長。

これ以降、名古屋衛戌監獄長、台南衛戌監獄長、丸亀衛戌監獄長、広島衛戌監獄長を歴任した。

※黒木鯤太郎の生涯については、私の個人ホームページ『弥栄の杜から』に掲載していますので、関心のある方はそちらを御覧下さい。

明治三十五年四月、文官分限令第三条第一項第三号に

帶広へ

明治三十六年一月、司法省所管の北海道集治監十勝分監長に任じられ、同年四月、北海道集治監が廢監になり十勝分監は十勝監獄と改称されて、黒木鯤太郎は十勝監獄の初代典獄になつた。

緒方惟精

緒方惟精の出自と生没年を明らかにできなかつたが、彼の著書「通俗徵兵弁」の奥付に、大分県士族、豊後國海部郡佐伯村住と記載されている。

明治七年七月、陸軍省に等外一等出仕。

明治九年九月、十五等出仕、徵兵使書記被仰付。

明治九年、「通俗徵兵弁」を出版。

通俗徵兵弁は、徵兵使書記として各地を回つた緒方惟精が、徵兵についての説明と入隊後にどのような待遇を受けるのかを一般の人々に分かりやすく解説したもので、序文を秋月新太郎が書いている。

明治十四年、法則掛附被仰付。

明治十六年、陸軍省を依頼免官。

明治十六年九月、大蔵省租税局五等出仕。佐伯出身の谷謹一郎が大蔵省報告課に一等属として在任している。

大蔵省租税局大書記官の中村元雄は日田の出身で、咸宜園で学んだ。大蔵省租税局には多くの大分県出身者が勤務していた。

横井忠直

(「咸宜園入門百家小伝」「大分県偉人伝」)

豊前國下毛郡古城の人、通称は寿一郎、号は古城、弘化二年一月八日生まれ。

安政三年九月九日に、横井笑峰悴、十二歳、横井寿一郎で咸宜園に入門した。しかし幾ばくもなく十一月一日に

緒方惟精については、明治十八年からその所在を掴めなくなつた。中央官庁にはいないようである。

なお、関係はわからないが、昭和十四年の千葉県官員録に、女子師範学校国文科教師、緒方惟精の名前が見える。さらに戦後になるが、千葉大学教授の緒方惟精という方が『三輪山説話の一形態・豊後緒方氏の伝承』という論文を書いているのを見出したが、どのような出自の方であるのかわからない。

明治十四年一月の総務局人員表には、報告課長代理として横井忠直の名前も見える。横井忠直は秋月新太郎の推薦で、明治十三年七月に陸軍省御用掛として入省した。

師の淡窓が没したので、主として青頓、林外に学んだ。

文久元年、十七歳で都講に進んだ。この時忠直の父親は、年少にして高科に登るの誹を恐れて帰郷せしめた。ついで密かに大阪に出て更に江戸に遊学した。幾ばくもなく父の病により帰郷のやむなくに至り、中津萱津町に私塾「培養舎」を開いた。時に文久三年十二月、十九歳であった。

慶應元年、長州征伐の時、小倉の徵士となり小倉に赴いた。

明治二年、中津藩校「斎進館」の教授に上げられた。

明治三年正月、藩命を以つて平田鉄胤の門に入つて国

学を修めた。

明治十三年東京に上り、秋月新太郎の推薦によつて陸

軍省御用掛となり奏任に准^{そうにん}ぜられる。

明治十七年陸軍大学教授となつた。

明治二十三年陸軍編集官となり、日清・日露両役に従

軍し、その後両戦史の編纂にあたつた。

明治四十三年退官、従四位に叙せられた。

大正五年三月十六日、歳七十二で没した。

著書に『征西戦記』『日本戦史』がある。

忠直のひととなりは忠実にして慎密、赫^{かっかく}赫^{かっかく}の名はなかつたが、その職陸軍にあること三十余年、就中大山元帥、川上大将等の知遇を受け機務に参じ、秘書を理し貢献するところが頗る多かつた。また詩文を善くし和歌にも巧みであった。

ところで、この小文の本筋から外れるが、秋月新太郎と横井忠直、矢野文雄、藤田茂吉の四名が、ある会合で同席していたことがわかり驚かされた。これには長三洲も関わっているが、これに触ると長くなるので、また別の機会に紹介したい。

梅田敬士、黒木鯤太郎、緒方惟精の三名は四教堂であるいは秋月塾で橘門親子から教えを受けていたものと考える。

明治四年の廢藩は、それまで士族という特権階級にあつた者たちに多大の試練を課した。生きる術を失つた武士という名の官僚は、突如路上に投げ出されてしまった。その時にあたり咸宜園出身者のネットワークがいかに有効なものであつたのかが良く分かつた。

おわりに

この小文は、陸軍省勤務時代の黒木鯤太郎について調べるために陸軍省総務局の月報及び日報を読んでいるうちに、大分県の出身者数名が在籍していたことが分かり、そこから佐伯出身者を選び出したものである。

註・三大事件建白運動

明治二〇年一〇月一日、高知県代表が三大事件建白書を元老院に提出する。三大事件とは地租輕減言論集会の自由、外交失策の挽回の三点である。同年十二月十五日に二府一八県の代表が東京で談合、三大建白の処理を元老院に要求している。同年十二月十五日保安条例を公布・施行。

(日本近代史年表より抜粋)

《参考資料》

○秋月新太郎（一八四一～一八一三）

天保十二年（一八四二）七月生まれる。

秋月橘門の子。名は士新、字は瑞華、通称新太郎。号に必山、玉池、七硯堂、天放、無可有、秋畝、七山、

七剣山、七剣童などがある。

安政二年（一八五五）水筑務の名で咸宜園に入門のち佐伯藩四教堂の助教を勤める。

明治四年（一八七二）兵部省に出仕する。

明治十年（一八七七）山県有朋参謀の通信専務として西南戦争に参加。田原坂の詩を作る。のち田原坂の「崇烈の碑」や佐伯陸軍墓地にある「敵愾の碑」の碑文を書く。

明治二十七年（一八九四）東京女子高等師範学校校長になる。文部参事官を兼任。「女子教育管見」を著す。のち貴族院議員となる。

時代考証（資料による考察）

小野英治

（会員 佐伯市弥生）

いう。従つて一般に幕府直轄領、または単に幕府領と呼ばれた所領がこれに当たるのである。もつとも、当時の江戸幕府の法令や通達には天領という語は直接使つていな。大名領や旗本領を私領とよび、これに対して幕府領を御料所または御領と普通は記している。

天領という呼称は、明治維新の際に旧幕府領が新政府の直轄となつたため、天朝御料と称したことに由来すると思われるが、そのため語源的には「天・皇・領・地」からでもものということができる。江戸時代の将軍を公方とも称していたから、結局、幕府領を天領とよぶようになつたと言つてよい。

現在、普通に話されていることも、その由来を調べてみますと誤り伝えられていることが多いようです。「江戸時代には徳川幕府領を天領と称していた。」と一般に信じられているようですが、当時、天領と呼称したと記されたものはないようです。

二〇〇二年発行の『知つてゐるつもり？ 小藩分立』（大分県立先哲史料館）では、「幕府領」で「徳川幕府の直轄領（幕府領）は、現在天領と呼ぶことが多いようですが、これは明治維新の時に使われた呼称で、江戸時代では御料などと呼ばれました。」と明記されています。

天皇領地から天領、公方（公儀）領から公領はわかりますが、公方から天領は、どうも無理なこじつけのようです。鳥羽・伏見の戦いで敗れた幕府軍は朝敵になり領地を没収され、左記の『知つてゐるつもり？ 小藩分立』によりますと、幕府領は明治元年（一八六八）四月二十五日に日田県（天領）となり、佐伯藩預かり所（床木・堅田）は明治三年十二月二十四日に日田県に、杵築・日出・府内・森藩の分治である旗本領は明治二年十二月二日に日

村上直著『天領』には次のようにあります。

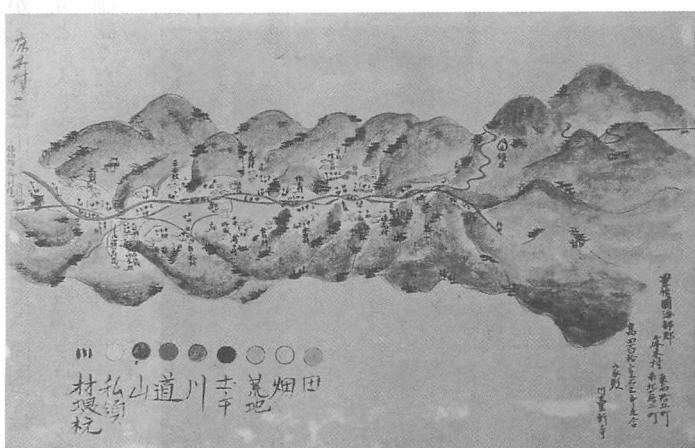
天領とは、江戸幕府が直接支配していた領地のこと

田県になっています。明治四年七月十四日他の豊後七藩は藩名と同じ県（廢藩置県）となり、同年十一月十四日、県内すべて大分県となっていますので、天領時代は長くとも三年、佐伯藩預かり地のように一年に満たない地もあつたようです。

つまり明治になつてから天領と称されるようになつたようですが、それが、なぜ江戸時代からあつたようになつたのでしょうか。これは明治新政府の強力な政治力によるものと私は考えています。幕府領より天領の方が親しみやすいし、他とは異なるのだという優越感を持たせることで、領民を支配しやすくしたものでしようか。それが江戸時代から天領と呼称していたと信じ込ませたと思われてならないのです。

藩の呼称はどうでしようか。『角川日本史辞典』によれば「江戸時代、大名の支配する領域およびその支配機構。大名領を藩と呼ぶのは江戸中期以降。幕藩体制を中国の封建制になぞらえ、諸大名を幕府の藩屏として意識するところに由来するが、公称としては、一八六八年（明治元年）維新政府が旧幕領に府・県制を設けたのに対し、旧大名領を藩と称したのに始まる。」とあり、これも明治以降

の呼称となります。私も「臼杵藩」と刷られた木版野紙に書かれた公文書を見たことがあります、これは明治二年頃の内容でした。



江戸時代の床木村の図（個人所有）

左端に佐伯領上野村境の記入と標柱がみられ、○私領（佐伯領）の凡例がある。

幕府領床木村の中にも三カ所私領があった。

佐伯藩については、現在、直川振興局前に「従是東佐伯領」の石柱がありますが、これは、見明峠（岡領宇目との境）に建てられる予定のものであつたと伝えられています。つまり藩名ではなく領名であり、これは全国共通したものがありました。

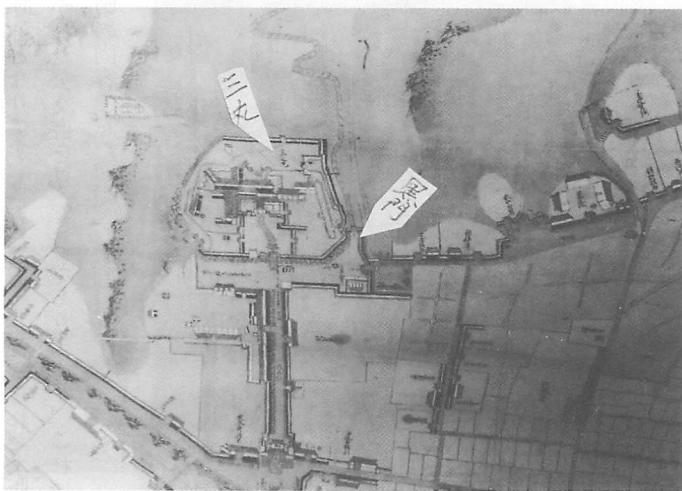
なお「毛利藩」と城主名を藩名とする例はなく、これは、かつて「佐伯春まつり」で「毛利藩大名行列」と称していたのがおこりで、その後「佐伯藩大名行列」と訂正されています。

先日、バス旅行での時、ガイドさんが「黒田藩」「鍋島藩」と説明されていたので、本人だけに『福岡藩』『佐賀藩』が正当ですと訂正をお願いしましたが、これはバス会社の責任でもあり困ったものです。

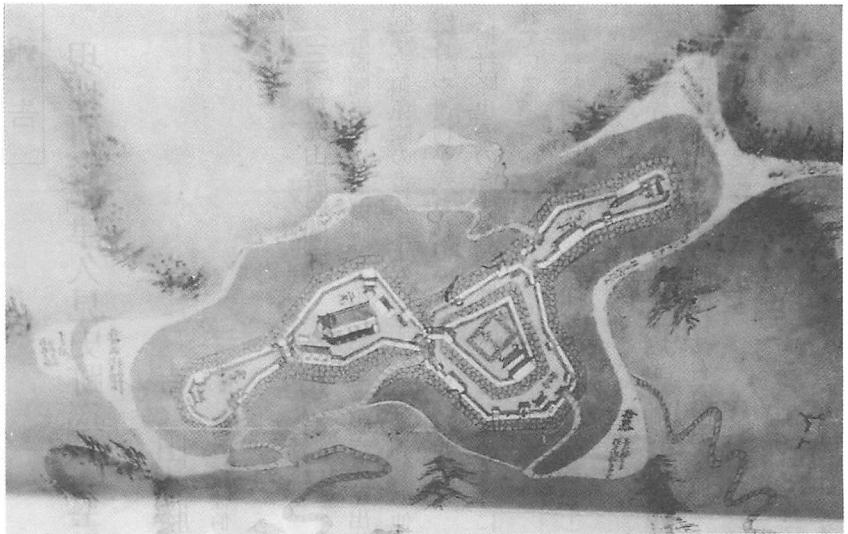
佐伯城についての誤りとしては、現存三之丸櫓門を通称黒門と記したものがありますが、佐伯城の城郭建築物は、すべて黒い下見板張りであり、適当な呼称ではあります。

元文三年（一七三八）『御城並城下絵図』（佐伯市教育委員会所蔵）では、城山登山道入口にあつた門を黒門と記しています。次に三之丸の上段を二之丸と俗称しています

が、二之丸は山上の曲輪の事で、同図では、この所に三之丸と記入しております。御殿部も含め三之丸ですので御確認ください。



元文三年御城下絵図：城山登山道入る所に三ノ丸の文字がある。



元文三年、御城絵図：二ノ丸の記名が山城の部分にある。



寛政十二年 佐伯領内図（部分：個人蔵）
絵図の左上に ○印：佐伯御預所也の記入がある

現地研修「津久見史跡巡り」(三)

吉田勝重

(会員 佐伯市女島)

(三) 放光山解脱闇寺

解脱闇寺には、「解脱闇寺由来記」「解脱寺領差出状」「解

脱寺領免除の書状・正保四年」(前号紹介) の他に多くの資料や遺物が残されている。

れていく。

- ・豊後国白杵荘地頭代西印等寄進状(建長二年)
- ・朝日寺領差出状(太閤檢地・文禄二年)

- ・解脱寺歴代和尚の年代記・放光山解脱闇寺記

- ・転び切支丹文書(警固屋村甚右衛門の父他)

- ・細字書 観音経一巻

- ・極細字書 法華經文一巻(南溪禪師が持ち帰る)

- ・五輪塔(享保八年) · 茶壺(江戸中期の物)

・払子(ヒビの毛) · 大乘妙典一字一石塔

・積善塔(文政六年)

・石造觀音(天保十二年)

・雷井戸と南溪禪師の杖(六mの木になつてゐる)

・不鳴池と南溪禪師の経文

・徑山の火事と南溪禪師への礼(金製の妙針他)

・南溪の泣き石(赤崎の海中にある・相場師の石)

現地研修で紹介されたものとして次の二点を紹介する。

〈南溪禪師の杖〉



六mの木になった南溪禪師の杖

この杖は解脱闇寺由来記に「挂杖樹」として記載され、

南溪和尚が自ずから石上に植えた一株の柏樹と言われて
いる。現在は六メートルになつてゐると言つう。

《転び切支丹文書》先祖ハキリ志たんの妻

解脱闇寺にある「転びきり志たんの文書」は、正保三年（一六四六）、正保四年（一六四七）の八月三、四日の日付で解脱禪寺の古峰和尚が奉行所の伊藤兵太夫、宇佐美十右衛門の両氏に提出した「先祖ハキリ志たんの妻」と書かれてゐる文書で、地域も津久見小園村、志手村、警固屋村、徳浦、堅浦の五村にわたり九名の檀家の名前が書かれて
いる。

その文書のうち七名を紹介する。

（二）先祖ハキリ志たんの妻

但此書物ハ不入而只庸雇ノ人

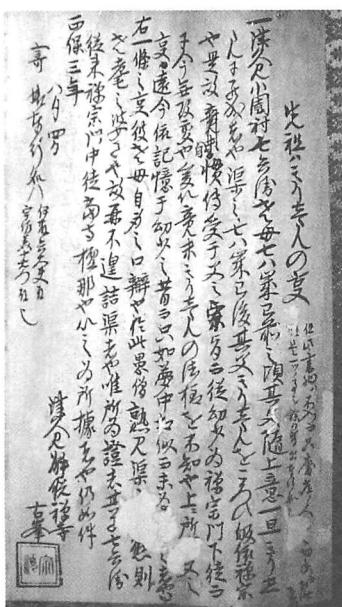
物是一ツノ事也 族為寄出奉行處也

御切手ニ而相済者也

一津久見小園村七兵衛老母七八歳已前之頃 其父隨上意
一旦きり志たんに罷成者也 渠の七八歳已後其父きり
志たんをころひ飯依禪宗也 是故自慣傳受于父の宗旨

而從幼少為禪宗門下徒而 尔今無改變也 爰以竟末
り志たんの法様を不知也 上ニ所□父の事遠今依記憶
于幼少の昔而只如夢中相似而未為□の者也 い上
右一條の事彼老母自身之□辨也 於此愚僧熟見渠の□
□態則老耄の婆也 故再不遑詰渠者也 唯所為證者
其子七兵衛從來禪宗門中徒當寺檀那也 以之為所拠者
也 仍如件

正保三年 八月四日



寄 手書
御奉行処

津久見解脱禪寺 古峯印

宇佐美十右衛門殿也

寄 御奉行所

津久見解脱禪寺 古峯 印

伊藤 兵太夫殿

宇佐美十右衛門殿 也

《書き下し文》

先祖は切支丹の事

但此の書物は庸雇の人は
いらすして惣て是一つの
事也 族寄り出しは奉行所也

御切手にて相済む者也

一津久見の小園村七兵衛老母 七、八歳已前頃、其父
上意に隨い一旦切支丹に罷り成る者也。渠の七、八歳已
後、其父切支丹をころび、禪宗に帰依する也。

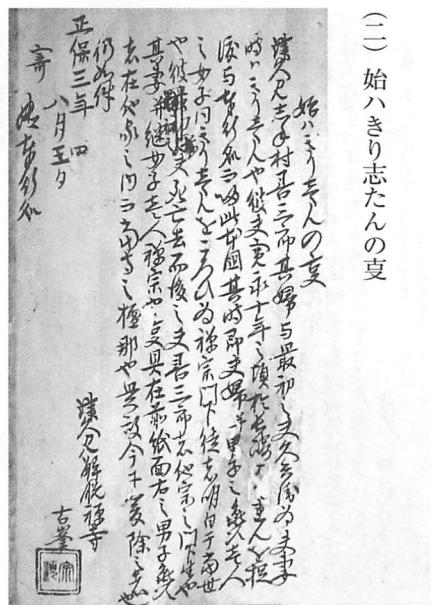
是故、自ずから傳受に慣れ父の宗旨にて幼少従り禪宗
門下徒にて爾今改変無き也。爰を以てついに未だ切支

丹の法様を知らざる也。上に□所の父の事、遠く今記

憶に依り幼少の昔にて只夢中の如く相似て未だこれ

を□為さざる者也、以上、右一條の事、彼老婆自身の
口辨也。此において愚僧熟見るに渠之□態 則老耄
之婆也故、再び彼を詰る遑ず者也、唯證と為すは 其
の子七兵衛 徒來禪宗門下徒として當寺檀那也、これ
を以て拠所無き者也、依つて件の如し。

正保三年（一六四六）八月四日



津久見志手村善三郎其婦と最初之夫久兵衛為夫妻時ハ
きり志たん也 彼夫寛永十年之頃於長崎 はて連んを
捉渡と奉行處而帰此本國 其時即夫婦并男子之龜次壱
人之女子 同きり志たんをころひ為禪宗門下徒者明白
于當世也 彼夫死亡去而後之夫 善三郎者他宗之門下
生也 其妻并繼女子壱人禪宗也 事具在前紙面 右之

男子亀次者在他家之門而 當寺之檀那也 是故今于爰

除之者也 仍如件

正保三年八月四日

津久見解脱禪寺 古峰 印

寄 御奉行処

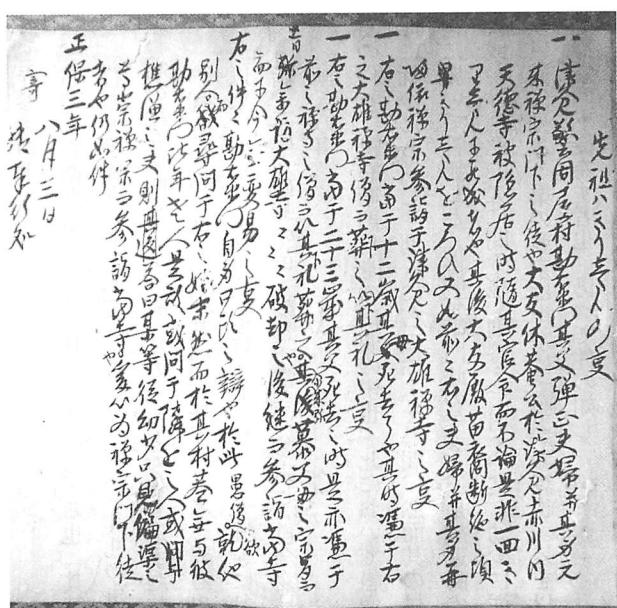
《書き下し文》

津久見志手村の善三郎 其婦と最初の夫久兵衛、夫妻を
為し時は切支丹也。彼夫寛永十年の頃、長崎において切支
丹捉へ渡すと奉行所にて此を本国に帰す、其時即夫婦並
びに男子の亀次、壱人の女子同じくさり志たんをころび
禪宗門下徒と為るは當世明白也。彼夫死亡去^{かのおりと}而後之夫善
三郎は他宗の門下生也、其の妻並びに繼女子一人禪宗也、
事具に前紙面に在り、右之男子亀次は他家の門に在る者
にて 當寺の檀那也 是故今爰に之を除く者也 仍つて
件の如し

正保三年（一六四六）八月四日

津久見解脱禪寺 古峯 印

寄 御奉行所



一津久見警固屋村勘右衛門其父彈正夫婦并其身 元来禪
宗門下之徒也 大友休庵公於津久見赤川内天徳寺被隱
居之時 随其官命而不論是非一回き里志たんに罷成者

也 其後大友殿苗裔断絶之頃きり志たんをころひ 又
如前々右之夫婦并其身再帰依禪宗 参詣于津久見之
大雄禪寺之叟

一右之勘右衛門當于十二歳其母死去了也 其時憑丁右
之大雄禪寺僧而葬之以下其礼之叟

一右之勘右衛門當于二十三歳其父死去之時 是亦憑于前
之禪寺之僧而 以其下礼葬之也 以来弥慕父母之宗旨
而是也 参詣大雄寺々々破却之後繼而参詣當寺二而
爾今無變易之叟

右之件々 勘右衛門自身口頭之辨也 於此愚僧欲就他
別人而尋問于右之始末 然而於其村答無と 彼勘右衛
門此歲老人 是故或問于隣近之人、或樵漁之夫則答曰
某等從幼少只見偏 渠之尊崇禪宗而参詣當寺也 爰以
為禪宗門下徒者也 仍如件

正保三年八月三日

寄 御奉行處

《書き下し文》

一、津久見警固屋村勘右衛門 其父彈正夫婦並びに其

身元来禪宗門下の徒也、大友休菴公、津久見赤川

寄 御奉行所

内天徳寺において隠居なされし時、其の官命に隨い
是非を論ぜず一回切支丹に罷り成る者也、其後、大友
殿苗裔断絶の頃、切支丹をころび 又前々の如く、右
の夫婦並びに其身、再び禪宗に帰依、津久見の大雄禪
寺参詣の事。

一、右の勘右衛門當十二歳 其の母死去し了る也 其時

右の大雄禪寺の僧に憑みて之を葬う、以下其礼の事。
一、右の勘右衛門當二十三歳 其の父死去の時 是また前
の禪寺の僧に憑みて、其の下札を以て之を葬る也
以来、いよいよ父母の宗旨を慕う是也。大雄寺に參
詣、大雄寺破却の後 繼ぎて當寺に参詣し、自今變易
無きの事。

右の件々 勘右衛門自身の口頭の辨也、此において愚僧
他に就かんと欲し 別人に右の始末を尋問、しかりて其の村
巷に於いて答無しと、彼勘右衛門此の年老人、是故隣の
人或いは樵漁の夫に問う也、則答えて曰く、某ら幼少に從
り只偏に見る 渠の尊崇は禪宗にて當寺参詣也、爰を以
て禪宗門下徒為す者也。仍つて件の如し

正保三年 八月三日

〔語註〕

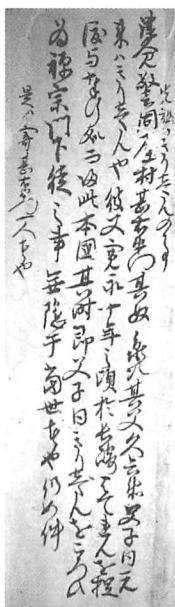
・大友休庵 = 大友宗麟

・津久見赤川原 = 海部郡臼杵莊赤河内

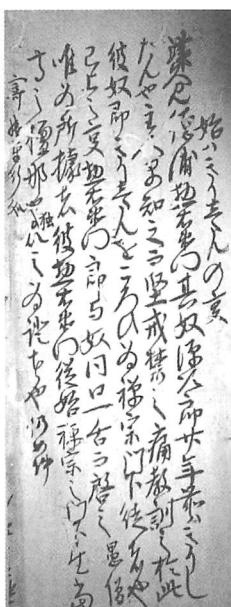
伴天連を捉へ渡し、奉行所にて此を本国に帰す、其時即父子同時に切支丹を転び、禪宗門下の徒と為る者也、當世隱し無き物也、仍つて件の如し

是は 甚右衛門一人に寄する者也。

(四) 先祖ハキリ志たんの事



(五) 始ハキリ志たんの事



津久見警固屋村甚右衛門 其奴亀次其父久兵衛 父子同んを捉渡と奉行處而歸此本國 其時即父子同きり志たんをころひ 為禪宗門下徒之事 無隱于 當世者也

元來ハキリ志たん也 彼父寛永十年之頃 於長崎者て連

人を捉渡と奉行處而歸此本國 其時即父子同きり志たんをころひ 為禪宗門下徒之事 無隱于 當世者也

仍如件 是ハ寄甚右衛門一人者也

〔書き下し文〕

津久見警固屋村甚右衛門其奴亀次、其父久兵衛、父子

同じく元來は切支丹也、彼父寛永十年の頃、長崎において

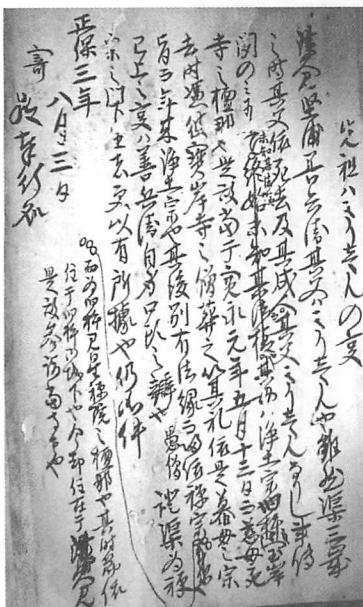
津久見警固屋村甚右衛門其奴源次郎 廿年前ハキリしたん也
主人早知之而 堅戒禁之痛教訓之 於此彼奴即きり志たんをころひ為禪宗門下徒者也 已上之夏惣右衛門即与奴同口一舌而啓之 愚僧唯為所據者 彼惣右衛門從始禪宗之門下生 當寺之檀那也 独以之為證者也 仍如件

《書き下し文》

津久見徳浦惣右衛門其奴源次郎 二十年前は切支丹也
主人早く之を知りて堅く戒め之を禁す、痛く教訓此にお
いて 彼の奴即ち切支丹をころび、禪宗門下徒と為る者也、
以上の事、惣右衛門即奴、同口一舌して之を啓す、愚僧、
唯所據を為すは、彼惣右衛門始め従り禪宗の門下生、當寺
の檀那也、獨之を以て證と為す者也 仍つて件の如し

寄 御奉行所

(六) 先祖ハきり志たんの吏



津久見堅浦善兵衛其父ハきり志たん也 雖然渠三歳之
時、其父依死去及其成人而 其父きり志たんなりし事傳
聞のみに 未知其法様也 其母ハ浄土宗旧杵御寶岸寺之
檀那也 是故當于寛永元年五月十三日而慈母死去時憑彼
寶岸寺之僧葬之 以其礼依是慕母之宗旨而年来浄土宗也
其後別有法縁而帰依禪宗而為臼杵見星禪院之檀那也 其
時節依住于旧杵城下也 今却住在于津久見 是故參詣
當寺者也 已上之吏ハ善兵衛自身口頭之辨也 愚僧證渠
為禪宗之門下生者受以有所據也 仍如件

正保三年
寄 八月三日
御奉行処

《書き下し文》

津久見堅浦善兵衛其父は切支丹也、然りと雖も渠三歳
の時其の父死去依り、成人するに及びて其の父切支丹な
りし事伝聞のみ、未だ其の法様を知らざる也、其の母は淨
土宗旧杵宝岸寺の檀那也、是故寛永元年五月十三日慈
母死去の時、彼の寶岸寺の僧等を葬り、其礼を以て是依り
慕母之宗旨年来浄土宗也、其後別に法縁有りて禪宗に帰
平保三年
八月三日
御奉行処

依、旧杵見星禪院の檀那也、其時節に依り旧杵御城下に住む也、今却つて津久見に住まいり、是故當寺に參詣する者也、已上の事は善兵衛自身、口頭の辨也、愚僧退禪宗の門下生を為す者と證し受くを以て所據有る也。仍つて件の如し

正保三年 八月三日
寄 御奉行所

《語釈》

・宝岸寺^{II} 東海山宝岸寺 大友宗麟の夫人の菩提を弔うため建立したといふ淨土宗の寺、稻葉氏

入部以前の寺

・見星禪院^{II} 成道山見星寺 臨濟宗妙心寺派、寛永十一
年（一六三四年）建立

・寛永元年^{II} 一六二三年

（七）先祖ハきり志たんの冥

津久見堅浦茂^{理兵へ}右衛門其父与兵衛夫婦 彼茂右衛門未生已前ハきり志たん也 慶長十九年之御改之時 即きり志たんをころひ 夫婦同帰依禪宗之来由、茂右衛門成人而後

《書き下し文》
津久見堅浦茂^{理兵へ}右衛門其父与兵衛夫婦、彼茂右衛門未だ生まれる以前切支丹也、慶長十九年の御改めの時、即切支丹をころび、夫婦同じく禪宗に帰依の來由は、茂右衛門成人後之を聞く者也 爰に以て切支丹の法様最初從り知ら

聞之者也 爰以き里志たんの法様從最初不知之 只生而在禪宗門中者也 是故當于寛永元年八月十一日其父死亡之時 憑于津久見大雄禪寺之住持而以禮葬之 又當于寛永十二年五月十九日其母死去了也 其時右之禪寺依破滅憑于當寺先住持俊藏主而葬之 以其礼其後當于慈父義十三年忌 寛永十三年八月十一日請右ノ俊藏主供娘佛僧者ハ明白也 而後弥慕父母之宗旨而到今參詣當寺者也 已上之叟茂右衛門自身口頭之辨也 於此愚僧欲糺其實否而尋問于渠之近隣之衆老人 則其某等之返答亦と 右渠之口頭相應也 爰以為禪宗門下徒者也 仍如件

正保三年
八月三日

寄 奉行處

津久見解脱寺 古峰印

ず、只生まれて禪宗門中の者也、是故當寛永元年八月十一

・來由 || 由来

日其父死亡の時、津久見大雄禪寺の住持に憑以て之を禮葬す、又當寛永十二年五月十九日其母死去の時、右之禪寺破滅により、當寺先住持俊藏主に憑みて之を葬す、其の礼を以て其後に當り慈父の義十三回忌、寛永十三年八月十一日請け、右之後藏主供養佛僧者は明白也、而して後弥父母の宗旨を慕い、今に到り當寺に参詣する者也、以上之事彼茂右衛門自身口頭之辨也、此において愚僧其の實否を糺さんと欲し尋問、渠之近隣の衆、老人則其の某等の返答また右渠の口頭と相應する也、爰を以て禪宗門下生と為す者也、仍つて件の如し

津久見解脱寺 古峯

八月三日

寄 御奉行所

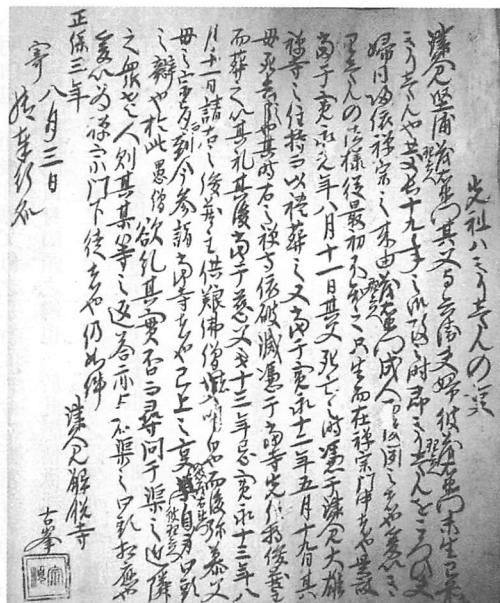
『語注』

・藏 主 || 僧官の位 奥まつた所の人 住職の意

・前住持 || 前の住職

・茂左衛門 || 理兵へ

・渠 || 彼



この七点の古文書は、解脱闇寺の見学の際、寺の方があく自由に見学して下さいと言つて机上に並べた「転び切支丹文書」一巻の一部である。

その事柄について、寺の住職であった古峯和尚が檀家が後に改宗して禪宗に帰依した事が書かれている。

その事柄について、寺の住職であった古峯和尚が檀家

の人々や近隣の人々から聞き、現在は切支丹ではないと
いう事を証明している文書である。

また、この文書から慶長十九年（一六一四）キリスト
の取締りがあつた事がわかる。

キリスト弾圧については、天正十五年（一五六八七）豊
臣秀吉の「伴天連追放令」があるが、外国人宣教師の国外
追放が主な目的であつた。白杵市史には「当時はゆるやか
な禁教令であり、その後かえつてキリスト教が拡大して
いった」と書かれている。その後、徳川政権となり慶長十
四年（一六〇九）の有馬晴信の長崎ボルトガル船（ノッ
サ・セニヨーラ・ダ・グラッサ号）撃沈事件、慶長十七年
（一六二二）の岡本大八事件等により、慶長十七年八月に
第一号の禁教令が出されるのである。

翌慶長十八年（一六一三）十一月には禁教令が全国各藩
に布達された。本格的な弾圧の始まりである。慶長十九年
は大坂冬の陣のあつた年で毛利高政は大坂備前島京橋口
を守っている。また津久見では佐伯城主森伊勢守大江守
成の治世下であり野火により大友宗麟廟が焼失したと伝
えられている（佐伯市史・津久見市史）。

寛永十一年（一六三四）、旧杵藩では絵踏が行われ、キ

リシタン弾圧に拍車がかかり、佐伯藩ではキリスト
一名を六本松磧かわらで火刑に処している。

この卷物には他に津久見堅浦の六左衛門本人、同じく堅浦の清兵衛とその父市右衛門夫婦
が切支丹であつた事も書かれている。紙面の都合上、次号
にて紹介する。

この文書に出てくる古峰和尚こほうそうじゅうんしやうは下村氏の出
で、幼い時白杵の優西山光連寺（真宗）横浜町・平清水）
にて仏門に入り、正保二年（一六四五）解脱闇寺二世住職
に就任八年間務め、正保年中（一六四四～一六四七）に庫
裡を建立し兵火で焼失した堂舎の再興をはかつてている。
後、旧杵藩菩提寺月桂禪寺に帰つて五世住職になる。藩主
稻葉信通公の帰依を請けている。

※佐伯史談第二二一號「解脱闇寺由來記」の中で紹介し
た「南渓泣き石」は、旧四浦村と旧日代村の境、赤崎の
沖にあり、地元では「なんきん座禪石」と呼ばれている。
南渓和尚が座禪したと伝えられている。

ふるさと(二)

加藤策二

(会員 茨城県牛久市)

春から秋にかけて各地で祭りが行われる。

祭りの風景は何とはなしに人々の心を浮き立たせる。

祭りには様々な形態がある。豊作祈願・お祝い・五穀豊穣の御礼・商売繁盛祈願・無病息災の祈り等々、多様なものがあり、それが全ての契機となり人々の営みを形づくっている。生活と密接に結びついている。

そこには、楽しい思い出もあれば悲しい思い出もある。

その一コマを紹介しよう。

(一) のぼり揚げ

三月三日桃の節句に、故郷では男の子(長男)の生誕を祝つてのぼり(凧)上げをする。畳にして三畳敷きぐらいの『のぼり』を揚げ、芸者を呼び近親知【】を招き祝宴を催

す。我が家の中の二階の天井には、兄市郎次(昭和四年九月一日九歳没)と私の「のぼり」が残っていた。話によれば、我が家の麦畑に墓塚に墓蓋を敷き御祝いをしていた。この季節は黄砂も飛んでくるように、凧揚げには持つて来いの風が吹いている。

空高く舞い上がった私のブンブン(子供らは風になる凧をブンブンと言っていた)は、糸が切れ一里先に飛んで行つた。

「のぼり揚げ」は、藩主が江戸参勤の帰り、大凧揚げを見てこの地方に広めたという。

叔父作次郎は、元佐伯高女(現市役所)と野村の肉屋の間の鍵野家に養子に行き桶屋をやつていた。私は兄市郎次が夭折しなければ叔父の家の養子になつたであろう。故に策二と名付けられている。兄は昭和四年小学校二年の夏休みに脳膜炎を患い、九月一日学校に行きたいと言ひながらなくなつた。一学期副級長をしていたという。

(二) 雛祭り三題

○床の間には長姉「せつ」が買つて貰つた五段の雛人形が飾つてあつた。次姉が友達と遊び腕の曲げた官女もあつ

た。下段には唐津焼の人物が数体あり、その下に蓬や白や赤の色粉を混ぜた菱餅が三宝に載っていた。両脇には我が家に植えている桃の蕾がふくらんでいる枝と、今を盛りに咲き誇っている花桃が飾られていた。女子供は川の縁で蓬の新芽を摘んで帰った。当時は犬の飼育も少なく野は綺麗であった。草餅は早く傷むので餡こを包み、子供らは我先にと食べていた。

近くに家大工の棟梁の家があり、女学校も「せつ」の一級先輩の「たみ」さんがいた。弟は江藤勇君と言い私より一級下、中学一年から陸軍幼年学校に入った。八畳の子供部屋には五段の立派な雛飾りがあった。脇には当時としては珍しいピアノが置いてあった。姉達女子四～五人で遊びに行き、トランプや百人一首に興じていた。

この頃、小学校高学年になると女の子は百人一首で遊んでいた。

○昭和二十五年、私は二十一歳、弟市三（元佐伯駅前郵便局長・平成十四年没）は、高校三年、当時の茨城県の高校進学率は三十八%、安月給で良く学校に行かせたものである。姉セツは二年前結婚して長女洋子が生まれていた。

お雛様を届けようにも子供だけの我が家では、到底立派な人形は買えないのに、ガラスの箱に入った小さな人形を送った。その時三千円ぐらいしたであろうか？
寂しい限りであった。その頃独立して製材所を開いていた義兄は、翌年立派な雛壇を購つて祝つていた。

○私の妻宏子は佐伯市戸穴出身の昭和十一年生まれ。

当時父親も元気で建築請負、朝日新聞販売店を開いていたという。長女でもあり立派な五段の雛飾りがあつたそうだ。雛人形に根強い愛着を持つていたのである。東京に二人で飛び出して、三・四年してガラスの箱に入つた小さな雛飾りを買ってきました。

上池台に来て、仲間と「真多呂人形」の会に入り、息子の武者人形を作り、二年目に大きな立派な内裏様を作つた。

緑ヶ丘に来て、お節句には両方持ち出し、床の間に飾り好きなお茶を点てて楽しんでいた。桜餅は土浦のお茶に使う和菓子屋で買つてきていた。お薄も美味しかつた。懐かしい思い出である。子供の頃を懐かしんで買ったのか、新しい百人一首も残つてゐる。

何度か探してみたが内裏様は見つからない。お茶碗も三十脚程ある。五十六年一人で唐津に行き、中里太郎右衛門さん作の茶碗を求めた。百二十万円渡し不足は後日銀行で振り込んだ。代価は百七十万円。お蔭で博多での宿はビジネスホテルで辛抱した。宏子死去後、仙台より商人が買いに来たが断った。この茶碗も何処にいったかわからぬ。

(三) 春まつり

私は祭りが大好き。佐伯はじょうは村（現堅田・上城、下城）城八幡の祭りが始まる。四月三日神武天皇祭、四日の二日間、下城の後藤の叔母の家に行くのを楽しみにしている。

我が家の前からバスで大手前へ一・五km、大手前から歩いて二km。旧道を通りトンネルを二つ抜けば叔母の家である。祖母と姉の二人と染矢の叔母と行つた。叔母の家の従兄弟は女五人、男一人。長女は結婚していて（夫は支那事変初戦に戦死）次の二人がお供につき踊つていた。長男（昭和十八年戦死）は杖踊りに出でていた。

私は叔父から小遣い一円を貰い、おもちゃのタンク（戦車）や連發ピストルを買うのが楽しみであった。

叔父は近隣で魚を売つて歩き、叔母は年寄りと牛を飼い田圃を作つていて裕福な様子であった。お宮には昔髪ひく付け油を取つたと思われる椿の実「かたし」が転がっていた。

私は氏神様の明神さん（五所明神社）の祭典に、幼稚園一年生は駒方、二、三年生は弓持ち、四年、六年は白坪の杖踊りに出ていて、祭りをゆづくり見物できなかつたので特別思い出に残つているのであろう。

県社五所明神は旧佐伯藩の総社である。白坪と蟹田のの境にあり、町の行政は同じ九区だがそれぞれが別会計を持つていた。蟹田は毎年元旦選挙して父が長になつていた。

お社は大同元年に鎮座の古いお宮である。鳥居には古い時代京の社寺方より頂いた「正一位五所明神」の額が掲げてある。子供の頃高いなあと思つた三間幅の石段を五十段程上ると、右手に二千数百年経た杉の御神木があり、神社の周囲は三百年経た杉や照葉樹林で覆われていた。神殿に向かつて左手奥に藩主が勧請したお稲荷様。その手前に神楽殿があり、一段下がつた前庭は佐伯神楽のフィナーレを飾る「湯立て神樂」を舞う広場があつた。

小さな谷川に懸かつた木橋を渡ると、橋迫神官が住む社務所がある。

右手御神木の奥には末社があり、裏に香華の絶えない御地蔵様があり、脇の山道を登つて行くと、戦時中防空監視所が置かれた白坪山（二二〇メトル）へ出る。

冬祭りは旧暦十一月十五日で甘酒祭りと言う。四五日前に船頭町の浅利麺屋で麺を買って来て、羽釜^{はがま}で炊いたご飯と大きいハンド（甕）^{かめ}に入れて布団を巻いて甘酒を造る。

新しい足袋と下駄を履き洗い立ての紺の羽織を着て御参りした。十二番佐伯神樂の終わりの頃、大蛇^{おとち}に見立てた白布を切る「綱切り舞」と「湯立て神樂」を見るのが楽しみであった。

七月十五日、夏祭りは内町神明さんと同日。酒饅頭、散らし寿司を作り祝う。内町商店街の各店では、見立て細工「造り物」を競つて造り、町民はもとより佐伯九十九浦の人々の見物で夜は大変な賑わいであった。

町方のお供は地元白坪の杖踊りが一番。これには蟹田の青年の笛吹が付く。中村は笛に合わせての大太鼓の飛び打ち。内町、船頭町は年毎に順番を変え山車を出し、子ども達が踊っている。検番の芸者連が綺麗どころを揃えひぢりきを囃しながらの山車が続く。

大祭は四月十五日がお浜出で、旧町内、中村、内町、船頭町の繁華街を道中、一里の道を練り歩き三の丸の御旅所に着く。中一晩泊まり、お帰りは十七日。一部道を帰る

が来た道を帰る。九十九浦の人々が集まり、一万五千の人口が三倍に膨れ上がる。

御神幸のお供は、先払いにお面を被つた猿田彦、道脇に御幣を飾つた榊を持ち見物人の頭の上を千才万才とうち振つて歩く人（町役場の清掃雇人がなる）、続いて神官、氏子総代の町長が騎馬で、二年交替の稚児女児一人、駒方男児二人が続く。景気づけに一杯飲んだ若者どもが担ぐ御神体の御輿が暴れながら行く。脇を賽銭箱が前になり後ろになり、おひねりを受けながら御供する。稚児、駒方を除き、皆白の狩衣を着ている。御鍵箱、弓、御神刀を持つた小さい子、大きい子は長い刀、旗を持って続く。次に町議員や町の有志が行く。

海軍航空隊が出来、六区を初め二～三の区が加わりより賑やかになつた。住吉さん、広小路、御旅所には舞台が出来、博多にわかや日舞等が夜まで続き見物人を楽しむ

せた。

私も亡兄に続き駒方に出了。幼稚園、一年生の時、県会議員の長男黒田君（小学二年夭折）と一緒にあった。稚児は幼稚園の時一年上の高山さん。小学一年の春は出納財閥の次男正三さん（後に加藤製材経理部長でお世話になる。早稲田商科卒）のお嬢さん三春さん。子供の足が大変なので行列は所々で休息する。その際、杖踊りや山車の踊りが催される。

私の付添は大叔母つね（祖父の弟岩藏の妻）、次の年は中村の叔母つぎが付いてくれた。大きな日傘は専属の傘持ちにお願いし、酒肴とかなりの御札をあげたようだ。五反歩は小作に出し、祖母が畠一反歩程丹精込め野菜や果物を作っていた。日向蜜柑^{みかん}の下に鶏八羽、慶弔用に飼っていた。祭りは女達は大変だ三日前から料理にかかる。

大分の母の兄弟や甥、姪、祖母の親戚や職人の実家、父の弟妹一家を呼んでいた。父は得意先の船頭町「金壺」の醸造元高野金太郎の店の前で飲んでいて、私の歩くのを見ていた。

我が家の中には慶弔の膳椀、輪島塗が四十人前、内二十人前は物置に置いていて少々のもてなしには事欠かなか

つた。



—平成20年の佐伯春祭り—

(上) 三の丸の大名行列

(右上) 中村地区の山車

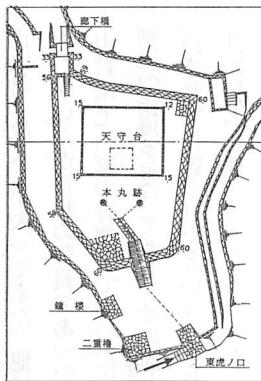
(右下) 中央通りを進む

船頭町の山車

毛利神社にあつた狛犬のこと

林寅喜

(会員 佐伯市中の島)



と、佐藤正之君（故人）が入つて來た。他に一人米沢徳次郎君（故人）がいたが正規の職員であつた。

當時田中君は毛利家の管理人であつた片岡丈吉氏（故人）から剣道の指導を受けており、その誼と二十代という若さを見込まれて依頼されたという。それは城山にあつた毛利神社の狛犬を運び降ろして貰えないと、礼金は二千円でお願いしたい、ということであつた。

しかし、田中君にも降ろす手立てに名案はなく返答しかねていたという。尤も公務員の規律も左程厳しくなかつたその頃、三人とも臨時雇いということから、休日はよく一緒になつてアルバイトに精出しており、出勤も作業衣に地下足袋・巻き脚・絆という出で立ちであつたから、一般の土工と何ら変わることはなかつた。

職員も同様初任給も三千五百円前後と低く、衣服は切符制で良質の生地など入手出来ず、背広姿は少なく身なりも良くなかった。したがつて、履物も草履や下駄履きで出勤していた人があつた。

この話が田中君から伝えられたのは少し後で、秋の深まつた頃ではなかつたかと思う。當時私は実家から凡そ

五キロの道程を自転車通勤しており、同じ集落の農家に小さなキノマ（櫛）が掛けてあるのを見ていたので、これを使えば簡単に降ろせると話したら賛成して引き受けることにし、早速受諾の旨を片岡氏に伝えて貰い、日時を決めて準備に取りかかつた。

キンマは長さ一メートル前後であつたが、堅木で拘えてあるため七～八kgはあつたと思う。これを担いで自転車に乗り、五キロの砂利道を運ぶのには苦労したと記憶している。あとは棍棒と取替えの桟木を十本程度、ほかにはモツコ棒やロープなど準備すればよく、それ等は田中・佐藤両君に任せ、米沢君にも加わつて貰つた。

当日（日曜日）は片岡氏立会いのもと、推定六～七〇kgはあろうかという狛犬を、田中君と佐藤君が差しで担いで一段宛慎重に運び、左右を私と米沢君が助勢して登山道の詰め（矢印）まで運んだが、途中で雌雄どつちか一体台座の角が階段に当たり、少し欠かしてしまつた。これを傍らで見ていた片岡氏は「仕方ありませんよ」と言つてくれたのを今も覚えている。

それから後のキンマでは棍棒に一人、後ろからブレー

キ役のロープ持ちが一人、桟木の繰り替えに二人掛かりで二ノ丸まで降ろした後、片岡家のリヤカーを借りて邸宅まで運び、昼迄に一体午後一体と三時頃には終わり、あ同家でお茶をご馳走になった。その時片岡氏が「私はあなた方が引き受けてくれたのは良いが、どんな方法で運び降ろすか興味津々でした。それがキンマを使うとは考えても見ませんでしたよ」と言つて約束通り札金三千円を頂戴した。借りたキンマは再び持ち帰つて返却したのは言うまでもない。



神明社の狛犬

その後年数が経つて片岡氏も亡くなり、邸宅も人手に渡つてから以後、私が史談会に入会して間もない平成の初め頃であつたか、通りかかりにふと思ひ出して立ち寄り、狛犬の行方について尋ねてみたが、「片岡さんが在世中に処分したと思います」という返事で、実物は存在しなかつた。



神明社の狛犬
→印が、記憶の傷跡

そこで気懸かりにもなつたので行き先を探つて見ることにしたが、毛利家一族寄進の狛犬だけに外へ持ち出すことなどないと考え、住吉神社と神明社の二社に絞つて調べたところ、住吉神社のは大きさから見て関係ないと判断、神明社のは台座に雌雄とも傷跡が見られ、殊に雄に

付いた二ヵ所のうち、小さい方が記憶の傷と結びついた。

そこで当時内町区長の藤田衣料品店主に聞いて見たが、記録はないとのことであった。しかし、私の脳裏には神明社の狛犬こそが二十四年の秋半ば、四人の若者によつて城山山頂から運び降ろしたあの狛犬に間違いない、と信じている。

註 この記録は平成初年に書き留めていたものを、加筆・添削したものです。

※知っているようで知らない小さな郷土史
また、そんなことがあったのかと、初めて知る話まで含めて二十八話。一口話として分かり易く纏めました。

ご希望の方は、二二一―六三五八まで



豊後佐伯藩関係資料

河野松男氏収集文書類（二）

資料収集

河野松男

編集・解説

佐藤巧

(会員
佐伯市池船町)(会員
佐伯市池船町)

今回は、毛利氏・野下氏書翰と五所社神幸絵図、佐伯領内絵図、高松浦庄屋文書計十一点を紹介する。

(一) 毛利高慶の御意覚書

(三) 毛利高標の書翰

(四) 野下仙左衛門覚書

(五) 津田流砲術口伝六冊之書

(六) 五所社御神幸祭絵図部分

(七) 佐伯御領内絵図

・鶴見・米水津・蒲江
・佐伯城下を中心
・下直見方面
・蒲江・日向境

(八) 高松浦庄屋文書

(二) 毛利高慶の御意覚書

或時

覺

御前え右膳丹下織部

被召出御相伴被

仰付其節の

御意ニ御若キ時分者

弓馬者不及申御鑓

御劍術御砲など強キ

御稽古被遊候得共御年

被為寄其上此問者

御所勞ニ被遊御座候。

御やまひニハ御勝難被遊

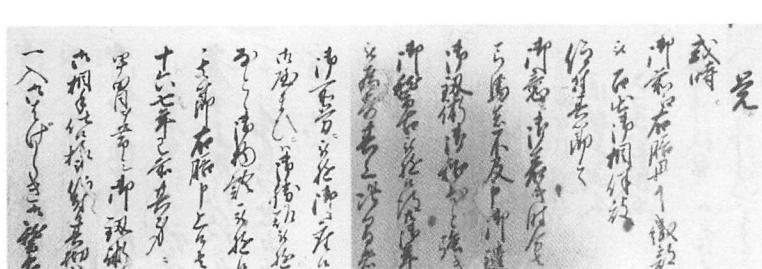
其節右膳申上候者

十六七年已前其身ニ

甲冑ヲ帶シ 御劍術

御相手仕候様被仰付候其砌ハ

一人御はげしき御稽古



御意被遊候付

此度相改箱申付

甲之上弓二刀御打付被遊候。

御手之内嚴敷即座二

絕入仕候程ニ御座候段
申上候得ハ其甲者未

有之哉と御尋被遊候付

丹下織部吟味仕候處

御稽古場ニいまだ御座候旨

申上候處早速

御覽被遊成程此甲ニ而

候之由

御意被遊候。其後又

御意ニケ様成ルもの者

後年ニ至

御子様方之御稽古

御意被遊候の來

御意被遊候。其後又

御意被遊候

御意被遊候。其後又

御意被遊候

御意被遊候。其後又

もの共茂存居申候ハバ

能ト

あるとき、御前へ右膳、丹下、織部が召し出され、御相伴仰せ付けられ、その節の御意に、御若き時分は弓馬は申すに及ばず御鎧・御剣術・御砲など強き御稽古遊ばされ候えども、御年寄せなられ、その上この間は御所方に御座遊ばされ候。御やまいには御勝ち難く遊ばされなどと御物語遊ばされ候。そうろ

その節、右膳申し上げ候は、十六、七年_{已前}其身に甲冑を帶し御剣術御相手仕り候様、仰せ付けられ候その砌は一入はげしき御稽古にて御座候。御刀引にて甲の上より二刀、御打ち付け遊ばされ候。御手の内厳しく即座に絶え入り仕り候程に御座候段、申し上げ候えば、「その甲は未だこれ有りや。」と御尋ね遊ばされ候に付き、丹下、織部吟味仕り候処、御稽古場にいまだ御座候旨申し上げ候ところ、早速、御覽遊ばされ「成程この甲にて候」の由、御意遊ばされ候。その後又御意にケ様なるものは後年に至り、御子様方の御稽古の御励み、又は御家中のもの共も存じ居り申し候はば、能と御意遊ばされ候に付き、この度、相改め箱申し付け、御意の趣書き付け相添え御武具奉行共へ預け置き候。龜末に成らざるよう致し置き申すべく候。そのため一通相添え置き申し候。以上

元文五年（一七四〇）七月 戸倉

織部

長谷川

丹下

繁右衛門殿

山元久米右衛門殿

武具奉行

閻

追つて御役替り候節は入念に相改め引き渡し
これ有るべく候。

以上

(三) 毛利高標の書翰

五月十五日之用書

今夕相達候。遂

初堂集 節右衛門

申付出来ニ付、差越

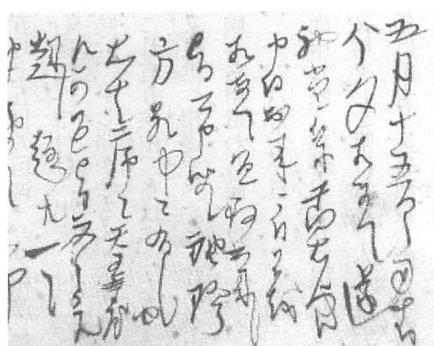
相達候。宜敷出来候

旨、可申聞候。袖珍

方、藏中ニ有之候由、

右者、序ニ天王寺屋

え可返旨、文之丞へ
可相達候。其余申



越候趣共 一々
聞届候。右申
遣候。

已上

六月十一日

書物奉行共え

尚申候 藏書虫入

損シ等無之旨、聞

届候 尚又精々

心被附

火ノ元 別而入念

可申候。当年者

例々 炎暑烈敷候

其境如何候哉。

自重専一存候。

已上

封

木許茂兵衛

閔矢典左衛門殿
木許茂兵衛 已上

封

閔矢典左衛門殿

木許茂兵衛

(※佐伯市史訳)

五月十五日の用書、今夕相達し候。遂初堂集（本の名）節
右衛門へ申付け、出来に付、差越し相達し候。宜しく出来
候旨、申し聞かせるべく候。袖珍（小型本）の方、藏中に
これ有り候由、右は序に天王寺屋（書店）へ返すべき旨、
文之丞へ相達すべく候。其の余申越し候趣共、一々聞届け
候。右申遣わし候。以上

六月十一日

書物奉行共へ

尚申し候。藏書虫入り、損じ等これなき旨、聞届け候。尚
又精々心を附けられ、火ノ元別して入念に申すべく候。当
年は例より炎暑烈敷く候。其の境いかが候哉。自重専一と
存じ候。

例々 炎暑烈敷候

其境如何候哉。

自重専一存候。

木許茂兵衛

閔矢典左衛門殿

木許茂兵衛 已上

封

閔矢典左衛門殿
木許茂兵衛 已上

(四) 野下仙左衛門覚書

卷之二

三
九

高麗國主率軍分道襲向北漢
都城。北漢主率軍迎擊，大敗
北漢軍，殺北漢主。北漢主逃到
後周，後周主溫歸國。北漢主公
王佐有其後嗣，東歸高麗。北漢
主在高麗被殺。北漢主之子溫
繼承北漢主位，號爲溫平。溫平
在後周被殺。北漢主之後，傳至唐
宋。唐長公主通太叔春，生唐高祖
叔叔，故宋相狀以之。

其方儀、去る午年より、御長筒古仰せ付けられ、右御扶持方
方老人扶持奉り下し置かれ、定御雇い御番、外形、馬場先
相勤め申し候。右隙々に稽古仕るべき段、仰せ付けられ、
其後酉年より御目付、定附人仰せ付けられ、右御扶持方
の上、定置扶持仰せ付けられ、翌年五月頃より御扶持に
お直し下され、尤も御長筒古、右隙々に心掛け出精仕る
旨、仰付られ候。依之御長筒古通り大概呑み込み申し候。
然る上は当年御觀等詮み申し候はば、御へ申し上げ、
目録等引き渡し披露仕るべしと存じ奉り候處。
ふとびよきさはづくらうゆえ、その義なく右の仕合ひ候。
御高恩を以て稽古仕り候儀は、有難く存じ奉り候。若御尋
こうおんけいこつかまつそううき

ねも
ござそうら
御座候はば、此の書付を以て申し上ぐべく候。以上

安永二巳年（一七七三）十一月二日

野下仙左衛門

野下有右衛門殿

卷之三

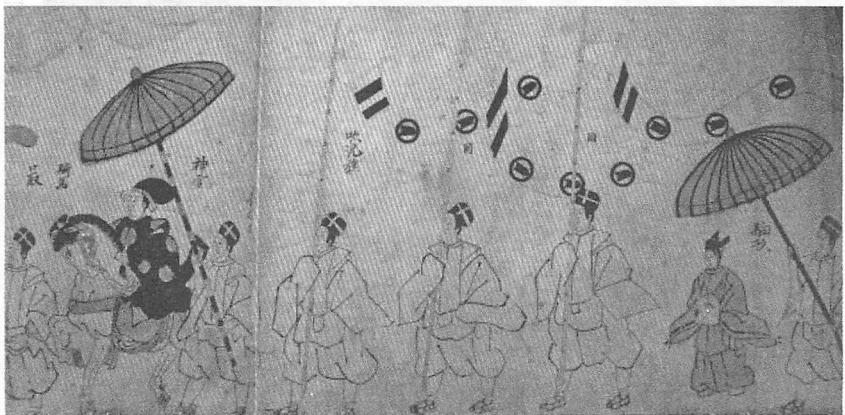
(五) 津田流砲術口伝六冊之書



(六) 五所社御神幸祭繪図

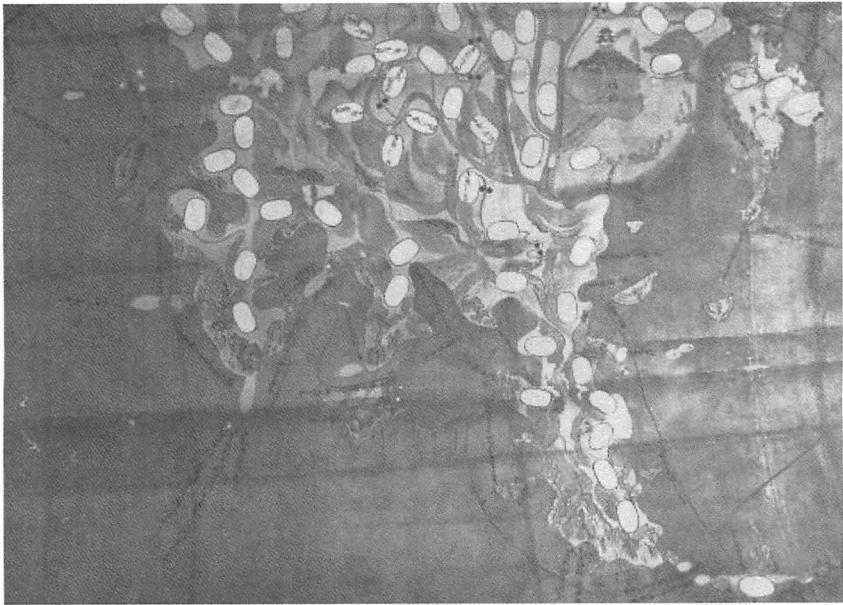


五所社御神幸祭繪図部分（衛士）

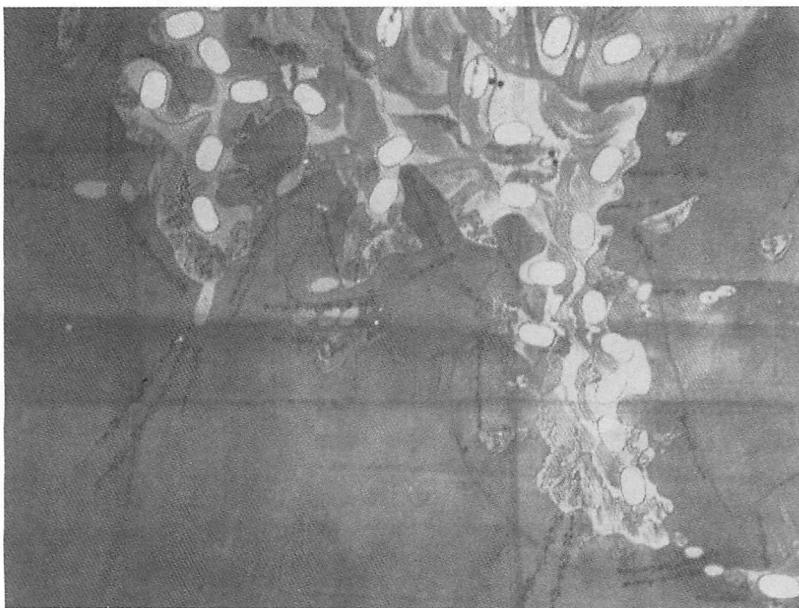


五所社御神幸絵図部分（神主・吹汎旗・駒形）

(七) 佐伯御領内絵図



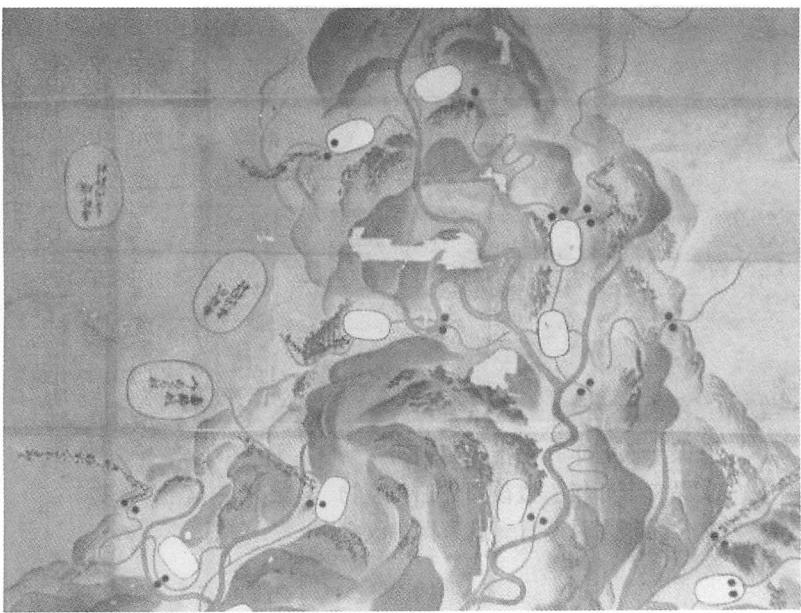
領内絵図・鶴見・米水津・蒲江



領内絵図・佐伯城下を中心とした
地図



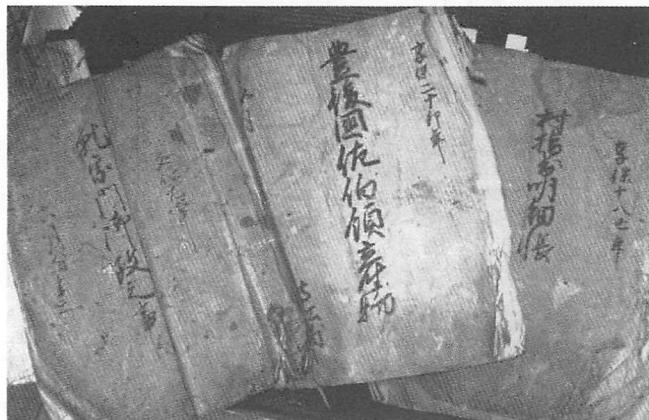
領内絵図・下直見方面



領内絵図・蒲江・日向境



(八) 高松浦庄屋文書



- 享保十八丑年 村指出明細帳
- 享保二十卯年 豊後國佐伯領產物
- 文化元年六月八日 就家門御改之事

享保十八年（一七三三）村指出明細帳
享保二十年（一七三五）豊後國佐伯領產物
文化元年（一八〇四）就家門御改之事

天保十年（一八三九）御改格書仰出候條々



宇土山砦は毛利高政の建てた 修道院（礼拝堂）跡か？

五月一日、切支丹大名毛利高政が造ったと伝えられる

修道院・礼拝堂跡を視察に行く。参加者は小野英治会長、真柴茂彦顧問、河野信夫副会長、神田事務局長、神田亀吉

会員、吉水森会員、五十川千代見会員、ト部辰美公民館館

長と編集担当の私、吉田の九名である。

鶴見振興局前に集合し車に分乗、鶴見大字有明浦字宇土山、日本水産株式会社大分海洋研究センター前に到着した。

真柴顧問や公民館に勤めるト部辰美氏の説明では、

○この宇土崎にある宇土山には古い碑が建っている。

○山頂に石垣があり、県の調査では宇土山砦となつていいが石垣で囲まれた土地が正方形の形をしており、上の段と下の段の境に段差がある。また上の段の所には登り道の跡がある。

○高政が宣教師に贈ったと言わわれている土地に形が似ている。
○場所が日野浦と広浦の中間にあたり、昔の旧道沿いにある。

○広浦に天主堂や礼拝堂があつたとの話もあるが、広浦の上には何も無かつたと言う。

このような事から一度現地を見て調査し、場合によつては地主の許可を得て掘り起こし等を行い、詳しく調べてみる必要があるのでと話していた。

「切支丹大名毛利高政が修道院を建てた。」「礼拝堂を寄進した。」との話は、佐伯市史や鶴見町史、佐伯郷土史後編（増村隆也著）に紹介されている。

『佐伯市史』には

・毛利高政はキリシタン大名と云われている。

・レオン・パジエスの日本切支丹宗門史に「慶長十一年エルナンド・デ・サン・ヨゼフが、佐伯城下に小さな修道院を建て毛利高政（伊勢守殿という大名）も一度は改宗したことのある背教者」であったが、自費で天主

堂と大修道院を建てた」と記述されている。

- ・日本基督教史に「…慶長十一年の頃、再び改心して宣教師に好意を表し、其の領地に切支丹寺を建立したが…」とあり、高政の建てたという天主堂や大修道院の跡は不明で佐伯藩の旧記には高政のキリストン信仰に関するものは全くない。

一鶴見町史には

- レオン・バジエスの著書「田本切支丹宗門史」第八章
「一六〇六年」の条によると「エル NANDO · DE · SAN ·
ヨゼフ師は当時豊後から佐伯の近くに行き、その城下
にささやかな修道院を建て、聖ヨゼフの保護の下にお
いた。伊勢守殿という大名は一度は改宗したことある
背教者で、彼は自費で天主堂ともう一つ更に大きな
大修道院を建てた。神父は佐伯で大きな結果を収めて
のち、日向に行きその城下あがた縣で働いていたと記述され
ている。

○佐伯郷土史後編には

- 「日本基督教史」等の記載によれば高政は眞摯な切支丹信者であった。日本基督教史には「毛利高政は豊後佐伯の城主にして洗礼を受けて以来十数年切支丹大名大友氏の故地に封を受け、基督教の為に盡す所多かりしが家康の睨視に触れて其の信仰を維持する能わず、一旦は棄教を表明せしもさすがに恥ずる所ありけん。慶長十一年の頃再び改心して宣教師に好意を表し其の領地に切支丹寺を建立せしが、是ただ一時其の良心の煩悶(はんもん)を避けるの手段に過ぎざりしと見へ全く棄教し反対の態度を表するに至れり」と記載し、更に新井白石の藩翰譜(はんかんふ)にも高政は切支丹大名の内に記入されており又、高政は時々目養生(よめじょう)と称して中浦に赴き滞在しているといわれ、現在東中浦村丹賀に寺屋敷と呼ばれる所

ヤンであった。」とあり、佐伯の聖堂の所在地について
は、「丹賀より広浦に至る海岸に寺屋敷という地名があ
り、それは慶長時代に建てられた教会の跡であろう」と

※城下町縣—現在の延岡市のこと。
あがた

があり、切支丹寺のあつた所と言われている事を考えれば、高政は日養生と称して切支丹寺に参り秘密裡に信仰の生活をおくっていたものであろう。丹賀の切支丹寺のあつたと呼ばれる所は東は断崖に沿い西は山の尾を負い南北は約七、八十間 東西廿間乃至十二、三間

の平地で東方断崖に沿った所には石又は土で高さ二、五間乃至一間の土手を作り海上からは全く望み得ないよう造られている。西中浦村地松浦の南、元越山の谷に綺麗な清水があり松ヶ谷清水、又は大谷の清水と呼んでいる。高政はこの清水を好み屢々保養のため地松浦に行き、庄屋庄三郎の家に滞在し、長い時は數十日も保養し庄屋の庄三郎に次の高三石八升の地面を免租する書付を与えている。

其村其方手作之内高貳石八斗並屋敷方貳斗八升、高三石八升令扶助幸水代全不可有相違者也

子ノ卯廿二日（慶長十七年）

伊勢守高政

印

松浦肝煎勝三郎え

又、享保五年地松浦庄三郎、同肝煎孫右衛門が藩に出しある書類には、

「慶長年中に高政様御保養の為當浦松ヶ谷の水にて御風呂召しなされ候、六月に御成遊(なり)ばされ翌六月迄閏月なりしか御座遊ばされ、其節庄三郎御家御本陣になされ候。而して三石八升高御免地申し付けられ、則ち御墨印頂戴し仕り候」と記している。

唯この書面だけでは高政が地松浦の清水が好きで長く滞在したことになるが、其の書面には常時取締の厳しかった切支丹信仰の生活があり、地松浦から程近い丹賀の切支丹寺に詣でていたのである、と記している。

このような事から、この宇土山が毛利高政の建てた「聖堂跡」ではないかと考えられている。

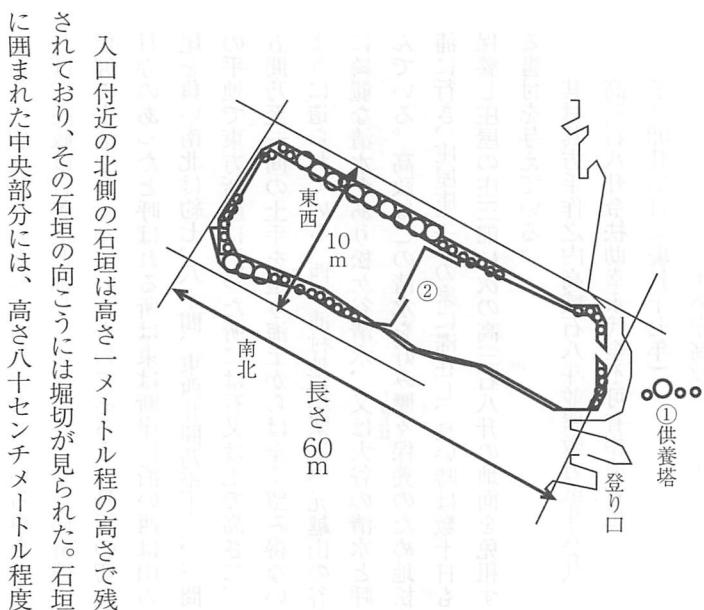
私たち九人は道無^{なき}道を登り峠の上に出た。ここは昔からの石垣に囲まれた土地があり、鶴見町の調査の段階で町内に多い「猪垣」の一つではとも考えられたが構造的に違っていたといふ。

その頂上は平坦で、灌木は茂っているがまわりに元の石垣が残されていて長さは南北六十m 東西十m程度の長方形の形をしている。

この平坦地の南側に四基の供養塔がある。一つは大き

く形は「元禄墓」の様に見える。後の二体は小さく残りの
一体は倒れ土に半分埋もれていた。

その付近を図示すると次のようになる。



の段差があり、登り道のような道があった。

《宇土山の山上の広場》



入口付近の北側の石垣は高さ一メートル程の高さで残
されており、その石垣の向こうには堀切が見られた。石垣
に囲まれた中央部分には、高さ八十七センチメートル程度

『中央付近の坂道と段差 図②の部分』



此の坂の部分は高さが一メートル弱で、幅が二メートル程あり斜面の登り道の様な部分が見られる。この写真の左手には、更に下に続く段差のある道が見られた。

『北側に残る石垣部分』



四番目の塔（右端）



四基の供養塔（宇土山の石垣で囲まれた所の南側）
一番奥に大きな供養塔があり、その左手に二基の小さな供養塔
大きな供養塔の右に、倒れ埋もれていた四番目の塔があった

この大きな供養塔には

中央に「宝永四年（一七〇七）亥年

庚申塔為父母菩提 九月十一日」

左に「願主十二月 日野浦宗兵衛」
右に「行者 大嘉院 龍正院」とあつた。

隣の小さな供養塔には中央に

①奉供養庚申石塔為四女安永也 寅八月吉日

②奉供養庚申石塔為二女安永也

と書かれており、年代は元禄十一年となつていた。

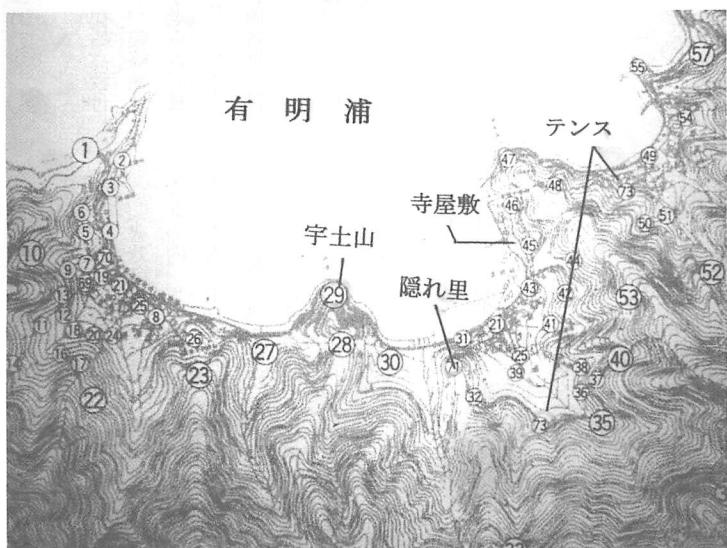


私たちは、この山上広場で今後どうするかを話し合い、

後日、地主の許可を得て許可が降りれば掘り起こし、なんらかの遺物が出ないか調べてはとの意見となつた。

は基督教を連想させる言葉に思える。

《宇土砦付近の地図》



この石垣で囲まれた地は、後日戴いた資料には「宇土山砦」と記されていた。

それによると、瀬戸内海に大きく開かれた佐伯湾の南岸、小さな二つの半島に挟まれた有明浦と呼ばれる湾の一一番奥まつたところの小さな岬上の通称「的場」と呼ばれる所に立地する。北側は海に面しており、旧道は岬上を横切るように通過していた。

歴史上、記録など無く詳細は不明である。しかし、峠の頂部にそこから引き込むように虎口を設けている事から、古道との関係は窺える。石積みが中世まで遡るものか確証はないが、曲輪の平面形態が佐賀閑町一尺屋^{するぎ}摺木砦との共通点もある。

なお毛利高政が眼病治療と称してこの地に礼拝堂を建てたという伝承もある。

この有明浦には宇土山の他に、東側の谷間に「隠れ里」^{（あひ）}、「テヌス」という字名が残されている。「隠れ里」「テヌス」

読者だより（会員）コーナー

○会誌「佐伯史談」について

読者便りを毎回読んでいただきありがとうございます。今日は多くの方からご意見をいただきました。御紹介します。

○「今、暦がおもしろい」より

歴史読本『万有によみ百科』昭和四十八年十二月刊の例解旧暦新暦対照表を見れば推古九年（六〇一）から明治五年（一八七二）までの旧暦から新暦への計算は簡単にできます。

年号早見表、西暦・和暦対照年表を送つていただきました。改元月日も載つていて助かりました。御入り用の方は、編集担当まで御連絡下さい。

○「今年は〇〇年ばやり…」に

油屋熊八翁生誕一五〇年記念行事として七月十六日（火）別府中央公民館でシンポジウムが開かれました。

- ・吉岡妙林尼について

鶴崎城は、現在鶴崎小学校、鶴崎高校付近一帯の肥後藩御茶屋の跡が、鶴崎城址と言われており、大友氏の家老職吉岡長増（吉岡宗歎）が築いたとされています。

吉岡妙林尼は、鶴崎城主吉岡統増の母で島津軍と戦ったと言われています。

戸次にある鶴ヶ城の城主は、利光越前守鑑教（宗魚）で、島津勢侵攻の時肥前に出征中でしたが急遽軍を引き返し、講和で油断していた島津軍を破っています。

共に天正十四年の出来事です。

妙林尼については「妙鱗尼」と書かれたものもあるそうです。

・受贈図書について

先日は会誌御送付、嬉しく拝読させて戴きました。私の拙文にも気を使われ、現在の心境と同じ様な事を記載して戴き感謝しております。すぐのご返事をと思ってながらも私が四月十四日「笠間一揆と入百姓」のお話をする様になり、旧笠間町史、古河市史、関宿町が合併した野田市役所市史編集室学芸員を訪ね、また関係浄土真宗の寺院数ヶ寺を訪れ住職と面談、入百姓の経緯をお聞きしたが火災や廃

なお前号二二二号の図書受贈者の氏名に記載漏れが在りました。改めてご紹介いたします。

《書籍名》

- ・「丸の内一丁目遺跡」
- ・「丸の内二丁目遺跡」

・「文部科学省構内遺跡」

以上の四冊は所沢市の出納和基夫さんからの寄贈でした。ありがとうございます。

・原稿について

戴きました。私の拙文にも気を使われ、現在の心境と同じ様な事を記載して戴き感謝しております。すぐのご返事をと思って揃えては如何でしょうか。

今後十分気をつけていきたいと思いま

寺、その他幕末動乱の時期だった。

骨子となる茨城県史近世版、牛久市史を読んで判らないことが正解でした。震災の被害にあつた福島県相馬市の入百姓の小さな書籍には大変細かく記されていました。

まずは質問者にはよく判つて貰つたと思います。（以下略）

御手紙をいただいた方より「笠間一揆鎮圧と入百姓」という小冊子を頂きました。ご利用の方は、編集までご連絡下さい。

○先日、豊後土工について研究されている濱田澄磨様から「序章　まじめな堀削技術集団　豊後土工　社会貢献しながら職業病を背負う」と題した小冊子を戴きました。

読んでみたい方はご連絡下さい（編集）。

編集局は、〒八七六一〇八二三　住所

大分県佐伯市女島区八班の二　吉田勝重です。（連絡下さい（電話）〇九〇一八三九四一六二六八）

○消えゆく町名・変わる字名

先日、会員の方と話をしている時に、今昔の町名が失われつつあるのではないかという話が出た。

話を聞くと、江戸時代に「鉄砲町」「古市町」と呼ばれていた町名が、新しく城下北町、新町と変わり定着。旧町名が消えゆく事と、なぜそうつけられたのかの意味さえ判らなくなりつつあると心配しています。

今のうちに、その場がどこなのか、町名の持つ意味は何なのかを記録していく必要はないのだろうかという意見である。

鉄砲町は、江戸時代に鉄砲関係の仕事

あるいは鉄砲足軽が住んでいた地域だと、古市町は、現在コスマタウンある古市から、城下町形成時に移動してきた者たちが住んでいた所とか。そのような意味を知る人は少ない。

佐伯の城の東だから城下東町、北側だ

から城下北町、南は城下南町、西は城下西町古い町はイメージが悪いから新しい町

にしたとか…。

確かに判りやすいが、昔の町名を何らかの形で残してはどうだろうか。一考してみるのも面白いと思う。

昔の町名で、こういう理由から名付けられたのだということが判る人は、是非知らせて欲しい。個人的には現在の地図と昔の地図を同時に見られるよう資料を作つてみたいと思う。無理だろうか？

例えば本匠の笠掛、今は「かさかけ」と言つていいようだが、十年程前までは「かすかけ」と言つていたようである。

時代に即応した字名に変わるのは、時代の流れなのだろうか。なぜか寂しい。考え方や思いを是非投稿してほしい。

○海洋画家、勢古宗昭さんが佐伯の女島に住んでいたという話を聞きましたが、どなたか知っている人はいませんか？

インターネットでは奈良県出身なのです

事務局だより

《石垣原合戦古戦場巡り》

◇藤田範さん一〇〇歳 長寿の祝い

経過報告

◇佐伯史談

第二二一号発行 佐伯図書館

◇別府市・日出町日帰り現地研修

三月二十九日（金） 四月十二日（金） 参加者二十六名



・吉弘統幸陣所跡・古屋家（大きな家紋）
・大友吉統本陣跡・本村天満天神社（天
井画がすばらしい）・宗像掃部の陣所

跡及び墓所・大友方井上家の鎧絵・激
戦地跡七つ石公園・吉弘神社・細川軍
陣所跡・黒田如水本陣跡他

四月十二日（金）会員 鶴岡町在
日帰り現地研修に元気に参加されました。

《日出町見学》

日出城址（修復された鬼門櫓）・日出藩
木下家墓所（松屋寺）

天気は快晴でしたが、午前中は気温が
低く風が強かつた。

ガイドは別府史談会理事の矢島嗣久さ
んでした。ボランティアガイド部会で
勉強され、非常に詳しく説明して下さ
いました。ありがとうございました。
別府の道は道路が狭く、一方通行の場
所が多く車中からの見学の場もありま
した。

◇第一回常任評議員会

佐伯図書館

四月十九日（金） 参加者十八名

本年度行事について審議検討

・会員研究発表会・郷土の歴史教室講
師選定・九月蒲江日帰り研修・十月
文化講演会・十一月平戸方面一泊研
修等

・古文書の調査及びマイクロフィルム
化並びに目録の作成の審議検討
◇『宇土山砦』鶴見大字有明浦字宇土山の
現地調査

五月一日（水） 参加者九名

『宇土山砦』は、毛利高政が眼病治療と
称してこの地に礼拝堂を建てたという
伝承がある。

現地は雜木林になつていて、アンテナ塔が立つてゐる。ここは旧道の桑野浦と日野浦の峠となつてゐる。

南北六十メートル、東西十メートルの長方形に高さ五十五センチメートル程の石垣が残つてゐる。



- ◇受贈図書 二月～五月
・玖珠郡史談 第七〇号 玖珠郡史談会
・民具マンスリー
第四五卷七号～一〇号

神奈川大学日本常民文化研究所 ・夜豆志呂 第一七一号 八代史談会	大分県地方史 第二六号 ・別府史談 第二六号 别府史談会	伊豫史談 第三六九号 伊予史談会 ・民具マンスリー	第四五卷一一号～二二号 ・神奈川大学日本常民文化研究所 ・大分県地方史 第二六号 ・大分県地方史研究会 ・民俗文化 第五九二号～第五九四号 ・新居浜史談 第三八九号 滋賀民俗学会 ・新居浜郷土史談会 ・国見物語 第三二集 ・国見町郷土史研究会 ・佐伯藩史料『温故知新録』第一〇集 ・佐伯市教育委員会社会教育課 ・本匠再見 その歴史と文化財 一冊 ・（会員）元本匠村文化財調査委員 ・津久見史談 第一七号 津久見史談会	退会 武石 明子 佐伯市来島町 吉田 春道 佐伯市直川上直見 疋田 蔦子（亡）佐伯市汐月区 狩生 一生 佐伯市弥生尺間 二村登志子 横浜市旭区三反田町 正岡 貞雄 東京都練馬区西貫井 高橋佐一郎 佐伯市蒲江丸市尾 柴田 三徳 佐伯市樺野区 盛田 陽子 佐伯市東町 鉄崎 正弘 佐伯市中の島 新入会 高橋佐一郎 佐伯市蒲江丸市尾 柴田 三徳 佐伯市樺野区 盛田 陽子 佐伯市東町 鉄崎 正弘 佐伯市中の島
-------------------------------------	---------------------------------	------------------------------	---	--

◇会員の動き（敬称略）二月～五月

永い間ありがとうございました。
ご逝去により退去されました方には、
心より御冥福をお祈り申し上げます。

会費並びに寄附金受領者氏名（敬称略）

（平成二十五年一月三十日）

成二十五年六月八日記帳分まで

◆会費受領者

▲平成二三年度～二五年度（七千五百円）

宮本恭次（大手町）

▲平成二四年度～二五年度（五千円）

川野泰斉（下城）正岡貞雄（練馬区）

▲平成二五年度～二八年度（二万円）

川井 隆（船橋市）竹中百茂枝（直川）

▲平成二五年度～二八年度（五千円）

吉田文人（中野）工藤 勇（東町）

大西恵一郎（東町）田中利明（野岡）

河野松男（城東町）白石シズ子（匠南）

坂本 明（鶴見）三浦喜久磨（本匠）

十時文男（東町）阿部正延（向島）

神田一彦（津久見市）

工藤美苗（船頭町）平山ユリ子（本匠）

島田直子（鶴見）松木徹男（城下東町）

染矢千里（城南町）野々下静（西上浦）

野々下君代（西上浦）増村貞一郎（常磐東町）

島城紀久夫（百谷）毛利良子（別府市）

古川正彦（大島）柳井公郎（本匠）

奥村秀藏（鶴見）染矢寛一（宇戸）

加藤隆司（蟹田）山田和代（西の平）

山本松秀（女島）高司良恵（宇山）北山直之（中の島）

高橋佐一郎（蒲江）清水正信（大手町）

梅田照子（鶴岡町）藤田母美枝（鶴岡町）

▲平成二五年度（三千五百円）

五十川和信（弥生）柴田三徳（樺野）

五十川千代見（弥生）岩田義住（柏江）

盛田陽子（東町）神田 稔（匠南）

矢川政人（大分市）後藤時子（長谷）

武田ツネ子（大越）藤原米茂（弥生）

藤原重人（稻垣）松下豊子（本匠）

吉田文人（中野）工藤 勇（東町）

大西恵一郎（東町）田中利明（野岡）

河野松男（城東町）白石シズ子（匠南）

坂本 明（鶴見）三浦喜久磨（本匠）

十時文男（東町）阿部正延（向島）

神田一彦（津久見市）

工藤美苗（船頭町）平山ユリ子（本匠）

島田直子（鶴見）松木徹男（城下東町）

染矢千里（城南町）野々下静（西上浦）

野々下君代（西上浦）増村貞一郎（常磐東町）

島城紀久夫（百谷）毛利良子（別府市）

古川正彦（大島）柳井公郎（本匠）

奥村秀藏（鶴見）染矢寛一（宇戸）

加藤隆司（蟹田）山田和代（西の平）

山本松秀（女島）高司良恵（宇山）北山直之（中の島）

高橋佐一郎（蒲江）清水正信（大手町）

梅田照子（鶴岡町）藤田母美枝（鶴岡町）

竹永 朗（中山区）鈴木友和（西宮市）

大野寿一（常磐西町）高野民生（本匠）

岩田義住（柏江）泥谷敏行（弥生）

木村勘一（米水津）成迫久吉（西の平）

西木 直（常磐東町）島岡成治（大分市）

長沢千鶴子（常磐西町）

林 寅喜（中の島）蔭西静雄（谷川）

児玉郁子（向島）酒井 博（津久見）

御手洗金童（東町）川野 健（稻垣）

吉田トヨ（百枝）山本政子（折戸）

野々下文隆（中村北町）

伊東義和（新女島）高橋恭子（駅前）

増村貞一郎（常磐東町）

平山ユリ子（本匠）

松木徹男（城下東町）

染矢寛一（宇戸）

山田和代（西の平）

柳井公郎（本匠）芦谷信和（京都市）

北山直之（中の島）清松 薫（下城）

宮本孝義（若宮町）浜田平士（米水津）

久々富宗次（本匠）高盛西郷（石間）

橋口 規（米水津）矢野悦子（船頭町）

田辺和彦（長島町）原 和子（北九州市）

仲野洋一（江良）望月久生（王子丸）

佐々木恭子（常磐東町）

木許 博（沖）

今山水男（本匠）

高司政文（中の島）

川野晃斎（練馬区）

谷川 武（日向泊）

広津留農美（鶴見）

染矢玉夫（鶴見）

古川 敬（鶴岡）

三股廣臺（新女島）

谷 和人（常磐南町）

清松寿世（大越）

谷川 武（日向泊）

染矢玉夫（鶴見）

清松寿世（大越）

編集後記

会誌第二二二号をお届けします。

今回は、研究・考察・報告・随想・回

想・資料紹介・現地検証と多くの内容を

含んでいますが連続ものもあり、新たな

研究は「秋月新太郎と陸軍省総務局出仕

の佐伯出身者について」（仲野洋一著）

一点でした。

今まで多くの先輩が投稿され、近世に関する研究は数多く紹介され、「もう原稿にするものがない」とか「私は書く事が苦手なので…」という声も聞かれます。投稿者も高齢になり年々原稿が少なくなつてきています。

「是非、私の原稿を」と言う方をお待ちしております。原稿は最高が十ページ、字数では一万字になりますが、一ページでも結構です。一ページは二十五×二十字の二段組千字です。写真や表を入れると直ぐ埋まります。

次回〆切は九月末です。

講演・記録、紀行文、我が家の宝物等々、何でも思いつくものを書いてみて下さい。

編集部一同原稿をお待ちしております。

よろしくお願ひします。

最近、佐伯図書館で資料を調べていて気づいた事があります。

郷土資料コーナーには佐伯並びに県内に関する歴史、文化財、民俗、昔話、人物記録、写真集等の書籍が多々見られます。が、明治以降（大正、昭和初期の物がほとんどありません）。図書館で「何々の資料はありますか」と言って来られる方の大半が、近代史に関する研究です。

これから歴史学会の研究内容に「近代に関する内容」が出て来ても良いと思いません。先輩諸氏の幼き日の思い出などに絡んだ随想、研究などを是非会報に。

また、明治以降昭和初期の資料で処分したいなあと思われる方、是非編集担当まで、ご連絡下さい。

TEL 090-18394-6268 (吉田)



【表紙説明】

会誌第二二二号の表紙の石碑は佐伯市弥生大坂本（小崎団地入口前・藤野）に建てられている石塔です。

石塔は、大正四年（一九一五）十一月に建立されたものです。

中央に「大典築港共進會受賞記念」と書かれています。

右側面には、大分県南海部郡明治村大字大坂本 鍛冶職 犬生森吉。
左側面には賞状の文面が彫られています。

賞 状

大分縣南海部郡明治村犬生森吉

斧 参等賞 鈎 褒賞

大典築港記念大分縣物産共進會審査長 農事試験場技師 従四位 大塚伸

審査ノ成績ニ依り前記ノ褒賞ヲ授與ス
大正四年十一月三日

大典築港記念大分縣物産共進會總裁
大分縣知事 正五位勲四等 力石雄一郎

大分縣内務部長正六位 田中喜八

この石碑は個人の褒賞を表したものでした。

この「大典築港記念」とは大正四年京都で行われた大正天皇即位の式典と大分港竣工記念を同時に祝う祝賀記念物産共進會で、今の万国博覽会のようなものです。

大正四年十月二十五日から十一月十五日まで、元大分工業高校跡地と大分港埋立て地で実施されたものです。県下の物産が紹介されました。

ここに出品された品物を部門毎に審査し表彰しています。

共進會本部の受賞者は県内外で名譽賞

四一、壹等賞二六九、貳等賞五五六、參等

賞七九九、褒賞一一四〇名にのぼり、本郡（南海部郡）では、木炭部門で名護屋村の小野さんが名譽賞、壹等賞は菜種油粕、椎茸、木炭、潤目節、鱈目刺、煮干鰯、結木綿、障子紙、半紙の部門で十四名、貳等賞

には米・麦・生糸・酒・菓子・茶碗部門

で四十八名の人が、參等賞は七十六名、褒賞には八十名の人人が受賞しています。詳しく述べては佐伯新聞（大正四年）十一月二十一日号を御覧下さい。

佐伯では、大正天皇の即位式典は十一月十日の花火を合図に、十四日から十七日まで奉祝行事が計画され町民全員で祝いました。十四日の大嘗祭当日には市民全世帯の五所明神参拝、女島・長島・大船繋の村社の祭、十五日には白坪・船頭町の村社の祭、十六日は三の丸公会堂で官民一同の祝賀会、十七日は内町の武者行列、船頭町の大名行列、新屋敷の大禮服行列、その他市民の旗行列、夜間の提灯行列などが催されました。

佐伯町では、その奉祝の仕方を詳しく指示しています。元旦に準じての松竹榦の常磐木を立て注連縄をはる、鏡餅を供え酒、肴、赤飯を準備、国旗の掲揚など。

会誌二二地号の内容について修正並びに追加がありましたのでお知らせします。

※平成二十四年一月の表を参考にして使用しましたので混乱が生じました。

○P72 行事のお知らせ

○P21 上段 15行目
庄助 ↓ 庄助

○P21 上段 16行目
清太夫 ↓ 清太夫

○P24 上段 8行目 削除

○P68 会員名簿三段目

鶴見地区 ↓ 鶴見地区に修正

○P70 会員名簿一覧表の修正

九つの地区名が違っています。訂正をお願いします

上堅田地区 ↓ 西上浦地区

下堅田地区 ↓ 上堅田地区

青山地区 ↓ 下堅田地区

西上浦地区 ↓ 青山地区

弥生地区 ↓ 上浦地区

直川地区 ↓ 弥生地区

宇目地区 ↓ 直川地区

本匠地区 ↓ 宇目地区

上浦地区 ↓ 本匠地区

【会誌二二号の記事一追加内容】

事務局だよりP58ページの中段、受贈図書の中に寄贈者のお名前がありませんでした。大変失礼致しました。次の項に追加訂正をお願い致します。

・丸の内一丁目遺跡

日本国有鉄道清算事業团 一九九八

・丸の内一丁目遺跡二

東日本旅客鉄道(株) 二〇〇四

・文部科学省構内遺跡

文部科学省構内遺跡調査会 二〇〇四

・国土交通省

文部科学省構内遺跡一

霞ヶ関七号館PFI(株)

会員発表会の場所が渡町地区台公民館になつていました。正しくは渡町台公民館です。
渡町地区台公民館 → 渡町台地区公民館

以上四冊の寄贈者は所沢市の会員 出納和基夫さんです。二〇〇五の後に追加して下さい。よろしくお願いします。

(会員 所沢 出納和基夫)

※最近、内容等についてのご意見や修正依頼等、会誌についての要望があります。お手紙は次の所までお願い致します。

・編集部 (編集委員会)
〒番号 八七六一〇八二三
佐伯市女島区八班の二
吉田 勝重宛
TEL 090-18394-16268

・事務局 (庶務・会計)
〒番号 八七六一〇〇二六
佐伯市大字池田九一七一三

神田 稔宛
TEL 0972-1221-6603

大成 新日鉄・日本電設
三菱工業建設共同企業体

文部科学省構内遺跡研究会 二〇〇五

行事のお知らせ

1. 日帰り研修 蒲江

行 先 ◎竹野浦河内『国指定・蒲江の漁撈用具』有形民俗文化財
◎畠野浦『市指定・清水庵の観音堂・五輪塔群』有形文化財
◎蒲江地区 西南戦跡

日 時 **9月20日(金)** 8時30分 大分県南部振興局前出発

費 用 ◎4,000円(昼食・見学料・一日保険・写真・資料代等)

申し込み ◎9月10日(火)まで(先着33名・マイクロバス使用)
※参加申し込み者は、一日保険に加入しますので氏名・年齢をお願いします

申込先 小野英治(☎46-0455) 盛崎早苗(☎20-0141)
松木徹男(☎46-7640)

2. 文化講演会

期 日 ◎**10月19日(土)** 13時30分~

場 所 ◎渡町台地区公民館一階(野岡・裁判所前)

講 師 ◎佐藤 章洋氏(大分県先哲史料館館長)

内 容 ◎田能村竹田と『豊後国志』編纂
※どなた様でも聴講できます。皆様お誘いの上おいで下さい。

問い合わせ先 ◎佐伯史談会事務局 神田(☎22-6603)

3. 県外一泊研修 平戸方面

行 先 ◎長崎県平戸・唐津方面
平戸城址・オランダ商館・呼子中尾家屋敷・唐津高取邸他

日 時 **11月7日(木)~8日(金)** 8時30分 大分県南部振興局前

費 用 ◎18,000円(宿泊・昼食・入場料・旅行保険・写真代等)

申し込み ◎10月24日(木)まで(先着33名・マイクロバス使用)
※参加申し込み者は旅行保険に加入しますので、氏名・年齢をお願いします

申込先 小野英治(☎46-0455) 盛崎早苗(☎20-0141)
松木徹男(☎46-7640)

佐伯史談
一二二二号

平成二十五年七月二十六日発行

発行者 佐伯史談会

事務局 事務局長 神田 慎

佐伯市大字池田九一七一一三

電話 (〇九七二)二三一六六〇三

振替口座 〇二五八〇一五二三五九一

編集者 吉田勝重

佐伯市女島七二三六一二

電話 (〇九七二)二三一八六二三

携帯 〇九〇一八三九四一六二六八

印刷所 (有)勉強堂美術精版社

佐伯市船頭町二一五二

